

第1830号
令和6年1月15日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 1 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し当該当選人を唯一の所属議員とする会派の行った政務活動に関し不当利得返還請求権を有することはない
 2 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し議員として行った活動に関し不当利得返還請求権を有することはない
 (令和4年(行ヒ)第317号・令和5年12月12日 第三小法廷判決 破棄自判)
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号)1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置等について定める部分は、憲法25条、29条に違反しない
 (令和4年(行ツ)第275号・令和5年12月15日 第二小法廷判決 棄却)

◎最高裁判所判例要旨

8

(民事)

- 1 筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を有する債権者が当該登記請求権を被保全権利として当該土地の全部について処分禁止の仮処分命令の申立てをした場合における保全の必要性の有無
 (令和5年(許)第9号・令和5年10月6日 第三小法廷決定 破棄差戻し)
- 1 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額
 2 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民訴法82条1項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額
 (令和5年(許)第1号・令和5年10月19日 第一小法廷決定 破棄差戻し)
- 吸収合併消滅株式会社の株主が吸収合併をするための株主総会に先立って上記会社に対して委任状を送付したことが会社法785条2項1号イにいう吸収合併等に反対する旨の通知に当たるとされた事例
 (令和4年(許)第11号・令和5年10月26日 第一小法廷決定 破棄自判)
- 遺言により相続分がないものと指定され、遺留分侵害額請求権を行使した相続人は、特別寄与料を負担するか
 (令和4年(許)第14号・令和5年10月26日 第一小法廷決定 棄却)

(刑事)

- 第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決の拘束力を有する判断の範囲

(令和4年 (a) 第655号・令和5年10月11日 第一小法廷決定 破棄)

- 個人として免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因と、法人の代表者として法人の業務に関し免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因との間に公訴事実の同一性が認められた事例

(令和3年 (a) 第1752号・令和5年10月16日 第一小法廷決定 破棄)

◎最高裁判所裁判例要旨

9

(民事)

- 当事者双方が口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合において、訴えの取下げがあったものとみなされないとした原審の判断に民訴法263条後段の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(令和4年(許)第21号・令和5年9月27日 第三小法廷決定 破棄自判)

◎資料

10

- 令和6年度予算(案)の概要
- 令和6年度予算(案)施設主要案件

◎記事

11

- 人事異動(12月15日～12月22日)
- 令和6年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題

◎最高裁判所規則・法律等

13

- 裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
- 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について
- 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律について

◎政令

15

- 民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧

16

裁判例

民事

- ◎ 1 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し当該当選人を唯一の所属議員とする会派の行った政務活動に関し不当利得返還請求権を有することはない
- 2 公職選挙法251条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し議員として行った活動に関し不当利得返還請求権を有することはない

件名 不当利得返還請求事件

最高裁判所令和4年(行ヒ)第317号
令和5年12月12日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 大阪市

被上告人 Y

原審 大阪高等裁判所

主文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
第1審判決を次のとおり変更する。
被上告人は、上告人に対し、1411万4611円及びうち1342万0943円に対する令和2年2月14日から、うち69万3668円に対する同月17日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理由

第1 事案の概要

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成31年4月7日に行われた大阪市の議会の議員(以下「市会議員」という。)の選挙に当選した。

被上告人は、令和元年9月6日、上記選挙に関し、公職選挙法221条3項1号、同条1項1号の罪(公職の候補者による買収)により懲役1年、5年間執行猶予の有罪判決(以下「本件有罪判決」という。)を受け、本件有罪判決は、令和2年2月13日に確定した。

(2) 上告人は、被上告人に対し、第1審判決別紙1

のとおり、令和元年5月分から令和2年2月分までの議員報酬並びに令和元年6月分及び同年12月分の期末手当の合計額から源泉徴収税額を控除した1001万0611円(以下「本件議員報酬等」という。)を支給した。

(3) 被上告人は、令和元年6月19日、被上告人のみを所属議員とする会派(以下「本件会派」という。)を結成した。

上告人は、本件会派に対し、第1審判決別紙2のとおり、令和元年7月分から令和2年2月分までの政務活動費合計410万4000円(以下「本件政務活動費」という。)を交付した。

2 本件は、上告人が、被上告人に対し、本件有罪判決が確定したため、被上告人の上記の当選は公職選挙法251条の規定により無効となり、被上告人は遡って市会議員の職を失ったなどとして、本件議員報酬等相当額及び本件政務活動費相当額の不当利得の返還等を求める事案である。被上告人は、上記各相当額と同額の不当利得返還請求権を自働債権とする相殺の抗弁を主張するなどして、上告人の請求を争っている。

第2 上告代理人岩本安昭、同竹村真紀子の上告受理申立て理由のうち政務活動費に関する部分について

1 原審は、前記事実関係の下において、本件有罪判決が確定したため、被上告人の前記当選は公職選挙法251条の規定により無効となり、本件政務活動費の交付は遡ってその法律上の原因を欠くこととなるから、上告人は本件会派の唯一の所属議員であった被上告人に対し本件政務活動費相当額の不当利得返還請求権を有するなどとした上で、要旨次のとおり判断し、被上告人の相殺の抗弁を一部認めて、上告人の不当利得返還請求を相殺後の残額の限度で認容すべきものとした。

上告人は、本件会派が、本件有罪判決が確定する前に、本件政務活動費の一部を大阪市会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大阪市条例第25号)で定められた経費の範囲で使用して相応の調査研究等を行ったことによる利益を受けたものといえるから、被上告人は、上告人に対し、上記一部に相当する額の不当利得返還請求権を有する。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

上記条例に基づき交付される政務活動費は、市会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の助成として交付されるものであって、同条例5条所定の政務活動(以下、単に「政務活動」という。)の対価として交付されるものとはいはず、公職選挙法251条の規定により遡って市会議員の職を失った当選人を唯一の所属議員とする会派が政務活動を行ってい

たからといって、その活動により上告人が利益を受けたと評価することはできない。

そうすると、上記当選人は、上告人に対し、上記会派の行った政務活動に関し、不当利得返還請求権を有することはないというべきである。

したがって、被上告人は、上告人に対し、上記1の相殺の抗弁に係る不当利得返還請求権を有するものということはできない。

3 以上によれば、上記相殺の抗弁は全部認められないところ、これを一部認めた原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

そして、前記事実関係及び上記2に説示したところによれば、上告人の本件政務活動費相当額の不当利得返還請求及びこれに対する民法704条前段所定の利息の請求は全部理由がある。

第3 上告代理人岩本安昭、同竹村真紀子の上告受理申立て理由のうち議員報酬等に関する部分について

1 原審は、前記事実関係の下において、本件議員報酬等の支給は遡って法律上の原因を欠くこととなるから、上告人は被上告人に対し本件議員報酬等相当額の不当利得返還請求権を有するなどとした上で、要旨次のとおり判断し、被上告人の相殺の抗弁を一部認めて、上告人の不当利得返還請求を相殺後の残額の限度で認容すべきものとした。

上告人は、被上告人が、本件有罪判決が確定する前に、逮捕、勾留されていた期間を除き、市会議員として相応の活動を行ったことによる利益を受けたものといえるから、被上告人は、上告人に対し、上記期間を除く期間について支給された議員報酬及び期末手当の額に相当する額の不当利得返還請求権を有する。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

議員の選挙における当選人がその選挙に関し公職選挙法251条所定の罪を犯して刑に処せられた場合には、当該当選人は、自ら民主主義の根幹を成す公職選挙の公明、適正を著しく害したものというべきであり、同条は、このような点に鑑み、上記の場合における当選の効力を遡って失わせることとしているものと解される。このことからすれば、同条の規定により遡って市会議員の職を失った当選人が市会議員として活動を行っていたとしても、それは上告人との関係で価値を有しないものと評価せざるを得ない。

そうすると、上記当選人は、上告人に対し、市会議員として行った活動に関し、不当利得返還請求権を有することはないというべきである。

したがって、被上告人は、上告人に対し、上記1の相殺の抗弁に係る不当利得返還請求権を有するものと

いうことはできない。

3 以上によれば、上記相殺の抗弁は全部認められないところ、これを一部認めた原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

そして、前記事実関係及び上記2に説示したところによれば、上告人の本件議員報酬等相当額の不当利得返還請求及びこれに対する民法704条前段所定の利息の請求は全部理由がある。

第4 結論

以上の次第で、原判決を主文第1項のとおり変更することとする。

よって、判示第3につき裁判官今崎幸彦の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、判示第3につき裁判官林道晴の補足意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛同するものであるが、判示第3につき、今崎裁判官の反対意見があることを踏まえ、補足して意見を述べておきたい。

判示第3では、公職選挙法251条の規定により遡って市会議員の職を失った当選人が市会議員として行った活動をどのように評価するかが問題となっている。

同条の規定により当選の効力は遡って失われるものと解されるところ、多数意見が説示するとおり、同条が当選の遡及的無効を規定した趣旨に照らせば、上記当選人が失職するまでに行った活動は正当に選挙された市会議員による活動ではないというほかなく、上告人との関係で価値を有しないものと評価せざるを得ない。今崎裁判官は、被上告人が外形上市会議員として活動したことは事実として残るから、その活動についても相応の評価をすべきであるが、その性質上、裁判所が議員の活動の内容に立ち入ってその活動の客観的価値を評価することが困難であることなどを理由として、被上告人の保持すべき利益は、議員として職務を遂行する立場にあった期間に見合う正規の議員報酬等の額と同額とみなさざるを得ないとする。しかしながら、裁判所が議員の活動の内容に立ち入ってその活動の客観的価値を評価するのが困難であり、かつ、相当でないことは、そのとおりであるが、上記当選人が失職するまでに行った活動には法的に瑕疵があることが明らかであるにもかかわらず正規の議員報酬等の額と完全に同等の価値を有するものと評価するというの現行法の解釈としては無理があるというべきである。

もっとも、被上告人が外形上市会議員として活動したことが事実として残ることは、今崎裁判官の指摘するところであり、公職選挙法251条の規定により遡って市会議員の職を失った当選人に一定の利益の保持を

認めるのが相当といえる場合もあり得ようが、そのためにはそれを根拠付ける措置が必要である。この点は、例えば、議会において上記当選人の活動の評価について審議をし、それに基づく議決をすることにより上記当選人に対する不当利得返還請求権を一定程度限定することにするなど、どのような場合にどのような手続の下でどの程度の利益の保持を認めるか等について一定のルールを定めておくことも考えられよう。いずれにせよ、従前は、上記当選人に支払われた議員報酬等の取扱いについて十分な議論がされることなく、上記当選人に対する不当利得返還請求をしないとの運用が行われてきたようにうかがわれるが、他の地方公共団体も含め、本判決を機にこうした問題についての議論が尽くされることを期待したいところである。

裁判官今崎幸彦の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見の第3、すなわち原判断のうち議員報酬及び期末手当（以下「議員報酬等」という。）に関する部分については、多数意見と異なり、原判断はこれを是認すべきであると考える。

被上告人は、市会議員選挙に当選したものの、公職選挙法221条3項1号、同条1項1号の罪により有罪の確定判決を受けたものであり、同法251条は、当選人がその選挙に関し所定の罪を犯し刑に処せられたときはその当選人の当選は無効とすると規定し、同条による無効の効果が当選時に遡って生じると解されるため、被上告人は当初からその職に就いていなかったことになる。そして、被上告人に支給されていた議員報酬等は、同条により請求権が遡って消滅するに至った。

問題は、以上を前提とした上で、有罪判決の確定前に被上告人が市会議員として行った行為をどう評価するかである。すなわち、たとえ資格を欠いていたとしても、被上告人が外形上市会議員として活動したことは事実として残るのであり、上告人は、被上告人による法律上の原因を欠いた労務の提供により利益を受けた（ここでいう利益の評価については後に述べる。）ことになるのであるから、被上告人が上告人に対し不当利得返還請求権を取得することは否定できないようと思われる。議員として活動したことに基づく議員報酬等の請求権と、議員としての資格を失ったことを前提とする議員報酬等相当額の不当利得返還請求権とは、両立しない発生原因事実を前提とする別個の権利である。多数意見は、この不当利得返還請求権は発生しないという趣旨と思われるが、その論証が尽くされているかについては疑問がある。

前述のとおり、議員報酬等の請求権が失われるのは公職選挙法251条によるが、同法はあくまでも地方公共団体の議会の議員等の選挙について定めた法律で

あり、その性質上同条の効果が及ぶのも議員報酬等の請求権の遡及的な消滅までであって、その結果として発生する民事上の法律関係にまでその規律が及ぶと解するのは困難である。また、議員報酬等について定める地方自治法203条が議員資格を失った者の権利に触れるものでないことは文面上明らかである。さらに、当選無効となった議員の加わった議会の議決については、直ちには効力に影響せず、同法176条4項による再議の原因になると解するのが一般である。これなどは、当該議決に瑕疵があることを認める一方で、議員による活動についても何がしかの価値を認めていることの証左といえるが、そうであれば、その活動についても相応の評価をするのが筋であろう。以上要するに、現行法の限りでは、議員資格を失った者について、議員として活動したことに基づく不当利得返還請求権の存在を否定する根拠はないというほかなく、本件においても上告人が被上告人に対し不当利得の返還義務を負うことは認めざるを得ないというべきである。

選挙犯罪を行い議員資格を失った者に不当利得返還請求権として労務提供の反対給付に係る利益の保持を許すとしても、あくまでも当該労務の客観的評価に基づくべきであって、正規の議員報酬等の額と同額としなければならない必然性があるわけではない。しかし、議員の活動はその性質上広範かつ多種多様であり、職務（役務）と議員報酬等との間には対価関係があるとはいえ、それは抽象的なものであって、裁判所がその内容に立ち入って客観的価値を評価することは困難であるし、相当でもない。そのような理由から、結論として、本件においては、被上告人の保持すべき利益は、議員として職務を遂行する立場にあった期間に見合う正規の議員報酬等の額と同額とみなさざるを得ないと考える。もとより、然るべき実体要件と適正な手続の下、適切な立場にある者の判断により正規の額から減ずる（多数意見のようにゼロと評価する）ことは政策として十分にあり得ることである。こうした制度を設けていれば、選挙の公正を害した人物に利益を得させることによる不条理を感じることもないであろう。しかしながら、本件でこうした手当てはされていない。

以上の理由から、私は、被上告人の相殺の抗弁を一部認めた原審の判断は、これを是認すべきであると考えるものである。

（裁判長裁判官 林道晴 裁判官 宇賀克也 裁判官長嶺安政 裁判官 渡邊恵理子 裁判官 今崎幸彦）

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第9号）1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置等について定める部分は、憲法25条、29条に違反しない

件名 年金減額改定決定取消、年金減額改定決定取消等請求事件

最高裁判所令和4年（行ツ）第275号

令和5年12月15日 第二小法廷判決棄却

上告人 X1 ほか94名

被上告人 国

原 審 大阪高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人佐伯雄三ほかの上告理由について

1 本件は、国民年金法上の老齢基礎年金及び厚生年金保険法上の老齢厚生年金（以下、併せて「老齢年金」という。）の一方又は双方の受給権者である上告人らが、厚生労働大臣から、各自の老齢年金の額を改定する旨の処分を受けたことから、被上告人を相手に、その取消し等を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）老齢年金制度においては昭和48年から、前年度又は前年において年度平均又は年平均の全国消費者物価指数（以下、単に「物価指数」という。）が前々年度又は前々年から変動した場合、その比率等を基準として年金額を改定する仕組みが導入されていた（以下、上記の改定に係る制度を「物価スライド制」という。）。

もとより、平成12年度から平成14年度までの各年金額については、平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律、平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律及び平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（以下、併せて「物価スライド特例法」という。）がそれぞれ制定され、物価スライド制の下での減額改定は行われず、平成11年度の額に据え置かれた（以下、物価スライド特例法が適用されなかったと仮定した場合の本来の年金額の水準を「本来水準」といい、上記の据置きを契機として生じた、本来水準よりも高い、実際に

支給される年金額の水準を「特例水準」という。）。この結果、平成14年度においては、特例水準と本来水準との間でおおむね1.7%のかい離が生ずることとなった。

また、平成15年度及び平成16年度の各年金額についても、物価指数の下落を踏まえて年金額の改定に係る特例法がそれぞれ制定され、給付額が減額されたものの、上記かい離は維持された。

（2）このような中で、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）が制定され、物価スライド制が廃止されるとともに、老齢年金の保険料水準を将来的に固定することとした上で、物価や賃金の変動を基準として年金額を改定することとした。そして、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の均衡（保険料及び国庫負担の額並びに給付に要する費用の額等を踏まえた收支の均衡）を保つことができないと見込まれるなどの所定の条件の下で、上記の改定に際して公的年金被保険者等総数の変動率と平均余命の伸び率を勘案して年金額を定める制度（以下「マクロ経済スライド制」という。）が導入された（平成16年改正法による改正後の国民年金法16条の2、27条の4及び27条の5並びに厚生年金保険法34条、43条の4及び43条の5）。

また、平成16年改正法においては、特例水準を直ちに解消することとはされず、同法の施行後に物価指数が上昇しても特例水準による年金額を増額改定しないこととした上、上記施行後の物価や賃金の上昇により本来水準（同法による改正後は、同法の規定による年金額の水準を指す。以下同じ。）による年金額が上昇して特例水準による年金額を上回ることによって特例水準を解消することとされた。そして、特例水準による年金額の給付を受ける年金受給権者については、マクロ経済スライド制を適用しないこととされ、特例水準が解消された時点で同制度を適用することとされた。

（3）しかし、平成16年改正法の施行後も物価指数の下落が生ずるなどした結果、特例水準は解消されず、かえって平成23年度には、特例水準が本来水準をおおむね2.5%上回る状況となっていた。加えて、政府が平成22年3月頃に公表した国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し（国民年金法4条の3第1項、厚生年金保険法2条の4第1項）に関するレポートにおいては、我が国の少子高齢化が平成16年改正法の制定時に想定されていたよりも急速に進展する見込みとなったこと、また、国民年金及び厚生年金の各収支における赤字が増大する傾向にあることが示されていた。

このような状況を踏まえ、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号。以下「平成24年改正法」という。）が制定された。同法においては、平成25年度又は平成26年度に物価や賃金が上昇しない場合であっても、特例水準を平成27年度の開始時点までに3年度にわたって段階的に解消することとした（1条）。

3 上告理由のうち憲法25条及び29条違反をいう部分について

（1）所論は、平成24年改正法1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成25年度及び平成26年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成25年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分（以下「本件部分」という。）が憲法25条及び29条に違反する旨をいうものと解される。

（2）前記事実関係等によれば、平成24年改正法1条は特例水準を3年度にわたって段階的に解消するものであるところ、特例水準は、それが生じた経緯に照らし、当初から、将来的に解消されることが予定されていたものといえる。このような特例水準による年金額の給付を維持することは、賦課方式（現在の年金受給権者に対して支給される年金給付の財源を、主に現役世代が負担する保険料によって賄う方式）を基本とする制度の下で現役世代に本来の負担を超える負担を強いることとなり、また、現役世代が年金の給付を受けるようになった際の財源を圧迫することにもつながるものと考えられる。そして、平成24年改正法の制定時には、今後、我が国の少子高齢化の進展に伴い、現役世代の保険料や税の負担能力が更に減少する一方で、支給すべき老齢年金の総額が更に増加することが合理的に予測されていたものである。

これらの点に加え、特例水準の解消が、我が国における少子高齢化の進展が見込まれる中で、世代間の公平に配慮しながら前記の財政の均衡を図りつつ年金制度を存続させていくための制度として合理性を有するものとして構築されたマクロ経済スライド制の適用の実現につながるものであることをも踏まえれば、特例水準によって給付の一時的な増額を受けた者について一律に特例水準を解消することは、賦課方式を基本とする我が国の年金制度における世代間の公平を図り、年金制度に対する信頼の低下を防止し、また、年金の財政的基盤の悪化を防ぎ、もって年金制度の持続可能性を確保するとの観点から不合理なものとはいえない。

以上によれば、立法府において上記のような措置をとったことが、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権

の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということはできず、年金受給権に対する不合理な制約であるともいえない。

（3）したがって、本件部分は憲法25条、29条に違反するものとはいえない。

以上は、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁、最高裁昭和48年（行ツ）第24号同53年7月12日大法廷判決・民集32巻5号946頁及び最高裁平成12年（才）第1965号、同年（受）第1703号同14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁）の趣旨に従して明らかである。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

4 上告理由のうち憲法98条2項違反をいう部分について

論旨は、憲法98条2項違反をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官三浦守、同尾島明の各補足意見がある。

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、憲法25条に関する点について考えるところを補足して述べる。

1 憲法25条1項は、福祉国家の理念に基づき、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきことを国の責務として宣言し、同条2項は、上記理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したものであり、同条1項は、国が個々の国民に対して具体的・現実的に上記のような義務を有することを規定したものではなく、同条2項によって国の責務であるとされている社会的立法及び社会的施設の創造拡充により個々の国民の具体的・現実的な生活権が設定充実していくものと解される（法廷意見が引用する最高裁昭和57年7月7日大法廷判決参照）。国民年金制度は、このような同条の趣旨を実現するためには設けられた社会保障上の制度であり、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわることを国民の共同連帯によって防止することを目的としている（国民年金法1条）。

本件では、老齢年金制度において導入されていた物価スライド制の下で物価スライド特例法を契機として生じた年金額の特例水準について、これを3年度にわたって解消する旨を定める平成24年改正法1条のうち、本件部分の憲法適合性が問題となっている。

この場合、特例水準による年金額の給付を受ける年金受給権者にとっては、実際に給付を受ける年金額が減少する上、このような年金額の給付のみでは、他に収入や資産等の少ない者の生活の安定を図ることが困難であることは否定できず、そのことは、近年における生活保護の被保護世帯の高齢化等の状況からもうかがわれる。本件部分が憲法25条に違反するか否かの判断において、これらの点は、国会の裁量を前提としながら、生活保護制度を含め、国が創造拡充すべき社会保障制度全体の中で、個々の国民の具体的・現実的な生活権の設定充実という観点から考慮される事情である。

そして、年金制度は、憲法25条を踏まえ上記目的で設けられた制度として、その持続可能性を確保する必要があるところ、特例水準は、当初から、将来的に解消されることが予定されていたことに加え、少子高齢化の進展が予測される中で、賦課方式を基本とする年金制度における世代間の公平の確保、年金制度に対する信頼の低下の防止、年金の財政的基盤の悪化の防止等が要請されることからすると、特例水準の解消に伴う年金額の水準等を考慮してもなお、本件部分に係る立法措置が、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものということはできない。

2 もとより、高齢者を含む全ての国民が最低限度の生活を保障され、健やかに充実した日常生活を送ることができるよう、年金、医療、福祉、公的扶助等を含め、社会保障等の向上及び増進を図ることは、憲法25条が定める國の責務である。社会における諸事情の変化に応じて制度を見直す必要があるが、国民の様々な要因による困窮を回避するため、持続的な制度の下で、現に困難を抱える個人が必要な給付や支援を円滑に受けられることが肝要であり、適切な施策の充実が求められる。

裁判官尾島明の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に同調するものであるが、論旨に鑑み、法廷意見の趣旨について考えるところを敷衍して意見を述べる。

1 法廷意見の判断手法について

法廷意見は、本件部分が憲法に違反するものでないことは最高裁昭和51年(行ツ)第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁(以下「昭和57年大法廷判決」という。)等の趣旨に従って明らかであるとする。

本件では、老齢等によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること(国民年金法1条)、労働者の老齢等について保険給付を行い、

労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること(厚生年金保険法1条)を目的として創設され、運用されてきた年金制度について、法律改正により年金給付額を減ずる改定を行ったことが、憲法25条に違反するか否かがまず問題になっている。

年金制度の構築に当たっては、社会情勢(経済成長の状況、少子高齢化を含めた人口構成、物価、雇用、賃金等を含む経済情勢等)の現状認識及び将来予測、財政(年金財政を含む。)の状況、金融政策のありよう、国民の生活状況(生活水準、他の社会保障制度との相互関係等)、制度としての安定性・信頼性の確保、社会保障に関する国民の意識、給付と負担に関する人々の間の衡平(世代間の衡平もその重要な要素である。)などを総合的に考慮しなければならない。これらの諸事情を的確に把握して、制度設計をするにはそれにふさわしい専門的知見と能力を有する機関がその任に当たることが必要である。また、これらの諸事情についての認識や年金制度の在り方に関する国民各層の意見も、その置かれた立場や政治的信条により様々であり、時には先鋭な対立が生ずることもあり得るといえる。これらを総合調整し、その時点において合理的と考える仕組みを作り上げていく作業は、統治機構のうちでも政治部門が担うのが適切であって、これを国民の側からみると、民主主義的なプロセスによって実現すべき課題であるということができる。そうすると、そのプロセスの最終的な帰結は、正当に選挙された代表者によって構成される国会がその広い裁量によって実現したところによるのを原則とするのが、憲法の予定する三権分立の統治構造であるといべきである。

昭和57年大法廷判決は、「(憲法25条の)規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがつて、憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するに適しない事柄であるといわなければならない。」と判示するが、これは、上記のような考慮を踏まえたものであると解することができ、本件部分のような制度の合憲性を審査する基準として、適切なものであるということができる。

なお、上告人らは本件部分が憲法29条に違反する旨も主張するが、財産権の侵害の有無が問題になり得る法制度には、様々な類型・態様のものがあり、同条違反が認められるか否かの審査に当たっては、それら

の類型・態様に応じたきめ細かな検討が必要になる。本件において、上告人らは、その有する年金受給権について、特例水準による年金額を受給できるものとして制定されていた法律を改めて、受給額を減ずることとする新法律を制定したことが財産権の侵害であるというのであるが、法廷意見が判示する上記年金受給権の内容等に照らせば、上告人らの主張の実質は、憲法25条違反の主張と大きく変わることろがないので、最高裁昭和48年(行ツ)第24号同53年7月12日大法廷判決・民集32巻5号946頁及び最高裁平成12年(オ)第1965号、同年(受)第1703号同14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁の趣旨にも徴した上、同条違反の主張と併せて判断すれば足りるものというべきである。

2 制度後退禁止原則について

上告人らは、憲法25条2項が、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定していることから、一旦具体化した国民の生活水準を低下・後退させる場合には、裁量の幅は狭まり、相応の正当化が要求されるという制度後退禁止原則を定めており、これは立法による不利益変更にも妥当する旨主張する。しかしながら、何をもって制度が後退したと評価するのか、法律によって作られた制度の保護水準がその後の改正法によって引き下げられると憲法に違反することになるというとき、憲法と法律の各規範の相互関係をどのように考えているのかなど曖昧な点が多く、法律の憲法25条適合性の審査に際して参照するのに適切な成熟した法理ないし基準であるとはい難いように思われる。本件において、そのような制度後退禁止原則の存在を前提に、年金給付額の引下げがされたことが直ちに制度の後退に当たるとして、本件部分が厳格な審査に服し、憲法25条に違反することとなるとの主張が採用し難いことは明らかである。

3 立法の判断過程審査について

上告人らは、本件部分の憲法25条適合性を審査するに際しては判断過程審査の考え方を援用すべき旨主張する。しかし、国会に一定の裁量権が付与されている法律の規定の憲法適合性を裁判所が審査する場合には、まず当該規定の規範内容を確定し、これにより確定された客観的規範内容が憲法に抵触するか否かを判断するのであって、これとは別の観点からの検討、すなわち立法府が立法の過程において必要な事実を検討したか、みるべきでない事実を考慮していないか、前提とする事実関係に誤りはないかなど立法過程での審査・検討状況が十分か不十分か等が直ちに憲法適合性を左右することになるわけではない。このことは、行政府の個別具体的な処分が裁量権の範囲の逸脱又は濫

用に当たるか否かを裁判所が審査することとは異なる面があるのであるといえる。

もちろん裁判所が行う違憲立法審査の過程で、審査の前提として規定の趣旨・目的、立法措置の必要性・相当性を基礎付ける立法事実等を踏まえることが必要なことがあり、このようなことは、これまでも事案に応じて行われてきたものであるが、これをもって上告人らがいう立法の判断過程審査と考えてはこなかったのではないか。

このように、上告人らがいう立法の判断過程審査の具体的な内容自体、立法権と司法権との関係を踏まえた上で、その理論としての必要性、明確性、有用性等が成熟したものになっているとは考えられず、法廷意見が判示するように本件部分の規範内容自体が不合理なものとはいえない以上、本件において立法の判断過程審査を求める上告人らの主張は採用し難いといわざるを得ない。

(裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)

最高裁判所判例要旨

民事

- 1筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を有する債権者が当該登記請求権を被保全権利として当該土地の全部について処分禁止の仮処分命令の申立てをした場合における保全の必要性の有無

令和5年(許)第9号
令5・10・6三小決 破棄差戻し
民集77巻7号本誌1825号

1筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を有する債権者が当該登記請求権を被保全権利として当該土地の全部について処分禁止の仮処分命令の申立てをした場合に、当該債権者において当該一部分について分筆の登記の申請をすることができない又は著しく困難であるなどの特段の事情が認められるときは、当該仮処分命令は、当該土地の全部についてのものであることをもって直ちに保全の必要性を欠くものではない。

- 1 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額
- 2 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民訴法82条1項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額

令和5年(許)第1号
令5・10・19一小決 破棄差戻し
民集77巻7号本誌1826号

- 1 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して

得た額に限られる。

- 2 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民訴法82条1項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて案分して得た額である。

- 吸収合併消滅株式会社の株主が吸収合併をするための株主総会に先立って上記会社に対して委任状を送付したことが会社法785条2項1号イにいう吸収合併等に反対する旨の通知に当たるとされた事例

令和4年(許)第11号
令5・10・26一小決 破棄自判
民集77巻7号本誌1826号

吸収合併消滅株式会社の株主が吸収合併をするための株主総会に先立って当該吸収合併に反対する旨の議決権の代理行使を第三者に委任することを内容とする委任状を上記会社に送付した場合において、次の(1)及び(2)の事実関係の下では、上記株主が上記会社に対して上記委任状を送付したことは、会社法785条2項1号イにいう、吸収合併等をするための株主総会に先立って消滅株式会社等に対してされる当該吸収合併等に反対する旨の通知に当たる。

- (1) 上記吸収合併消滅株式会社は、上記株主に対し、宛先を自社とし、「賛」又は「否」のいずれかに○印を付けて吸収合併契約の承認に係る議案に対する賛否を記載する欄を設けた委任状用紙を送付して、議決権の代理行使を勧誘した。
- (2) 上記株主は、上記勧誘に応じて、上記欄の「否」に○印を付けて上記委任状を作成し、これを上記吸収合併消滅株式会社に対して返送した。

- 遺言により相続分がないものと指定され、遺留分侵害額請求権を行使した相続人は、特別寄与料を負担するか

令和4年(許)第14号
令5・10・26一小決 破棄却
民集77巻7号本誌1826号

遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しない。

刑事

- 第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決の拘束力を有する判断の範囲

令和4年（あ）第655号
令5・10・11一小決棄却
刑集77巻7号本誌1825号

第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決は、第1審判決を破棄すべき理由となった量刑不当の点のみならず、刑の量定の前提として被告人の犯人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点においても、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

- 個人として免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因と、法人の代表者として法人の業務に関し免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因との間に公訴事実の同一性が認められた事例

令和3年（あ）第1752号
令5・10・16一小決棄却
刑集77巻7号本誌1826号

被告人が、個人として免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因と、法人の代表者として法人の業務に関し免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因とは、個人として宅地建物取引業を営んだのか、法人の業務に関し法人の代表者としてこれを営んだのかに違いがあるとしても、被告人を行行為者とした同一の建物賃貸借契約を媒介する行為を内容とするものであって、公訴事実の同一性を失わない。

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 当事者双方が口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合において、訴えの取下げがあったものとみなされないとした原審の判断に民訴法263条後段の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

令和4年（許）第21号
令5・9・27三小決破棄自判
裁判集民270号本誌1825号

民事訴訟の当事者双方が、適式な呼出しを受けながら、第1審の第1回口頭弁論期日及びその次の期日である第2回口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合において、当該訴訟の原告が、拘置所に収容されている死刑確定者であり、上記第2回口頭弁論期日に至るまで訴訟代理人を選任する具体的な見込みを有していたともかがわぬことからすれば、当事者双方が出頭しないことにより裁判所の訴訟運営に支障が生じており、これが直ちに解消される状況になかったことが明らかであるなど判示の事情の下では、上記第2回口頭弁論期日において審理を継続することが必要であるとして期日の延期とともに新たな口頭弁論期日の指定がされたことを理由に当該訴訟について訴えの取下げがあったものとはみなされないとした原審の判断には、民訴法263条後段の解釈適用を誤った違法がある。

（補足意見がある。）

資料

◎令和6年度予算（案）の概要

(単位：百万円)

前年度 予算額	令和6年度 予算額	対前年度 増減額	対前年度比
322,217	330,979	8,762	2.7%

第1 裁判事務処理態勢の充実 (単位：百万円)

1 裁判手続等のデジタル化関係	5,581
2 民事事件関係	2,631
3 刑事事件関係	4,112
4 家庭事件関係	5,889

第2 裁判所施設の整備 14,639

第3 定員関係

1 増員	44人
事務官	44人
※ 速記官から事務官への振替5人を含む。	
2 定員合理化	70人
事務官	52人
行(二)職員	18人

◎令和6年度予算（案）施設主要案件

1 庁舎新築・増築

(新築・継続分)

本 庁 津 地 家 裁
富 山 地 家 裁
鳥 取 地 家 裁
佐 賀 地 家 裁
地家裁支部 (静岡) 沼 津
(富山) 高 岡
簡 裁 (和歌山) 串 本
(増築・継続分) 1 庁

地家裁支部 (福島) 郡 山
(増築・新規分) 1 庁
簡 裁 (さいたま) 飯 能

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1 庁
地家裁支部 (盛岡) 二 戸
(改修・継続分) 1 庁
本 庁 大 阪 高 地 裁

3 庁舎改修

本 庁 東 京 高 地 裁

記事

◎人事異動

定年退官

大阪高等裁判所判事

芦高 源

(12月15日)

大阪高等裁判所判事

松山地方・家庭裁判所長

飯島健太郎

松山地方・家庭裁判所長

大阪高等裁判所判事

福田修久

(以上12月16日)

東京高等裁判所判事

事務総局民事局第二課長

小津亮太

事務総局民事局第二課長

東京地方裁判所判事

松原經正

(以上12月22日)

◎令和6年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題

憲法

第1問

次の各小間に答えよ。

- (1) 国会の二院制の存在理由を説明せよ。
- (2) 憲法上定められた衆議院の優越の具体的場面を列挙した上で、衆議院が参議院に優越することとされている理由を論ぜよ。

第2問

次の各小間に答えよ。

- (1) 取材の自由が憲法上保障されるかについて、簡潔に説明せよ。
- (2) 刑事裁判の証人尋問において、裁判所が、報道機関の記者であるXに対し、ある報道の取材源について証言義務を課した場合の憲法上の問題点を論ぜよ。

民法

第1問

Aは、令和2年4月1日、Bに対し、賃料を月5万円、期間を令和17年3月31日までとして、A所有の絵画（以下「本件絵画」という。）を賃貸するとの賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、これを引き渡した。

この場合について、次の各小間に答えよ（各小問は独立したものとする。）。

- (1) Aは、令和17年3月31日経過後も本件絵画が

Bから返還されなかつたため、同年9月1日、Bに対し、裁判外で本件契約の終了に基づき本件絵画の返還を求めたが、Bはこれに応じなかつた。

その後、Aは、令和22年8月1日、Bに対し、本件契約の終了に基づく本件絵画の返還請求権を行使したところ、Bは、Aに対し、同請求権について消滅時効を援用した。同請求権は時効により消滅するか、時効の起算点及び完成の猶予に留意しつつ答えよ。

- (2) Aは、令和22年8月1日、Bに対し、本件絵画の所有権に基づく返還請求権を行使したところ、Bは、Aに対し、本件絵画の所有権について取得時効を援用した。

Bは本件絵画の所有権を取得することができるか、時効の起算点及び所有の意思に留意しつつ答えよ。

第2問

次の各小間に答えよ。

- (1) Aは、A名義の土地（以下「本件土地」という。）を所有していたところ、Bは、Cに対し、令和5年4月1日、本件土地を売った。

その後、Aは、Bに対し、同年5月1日、本件土地を売り、AからBに本件土地の所有権移転登記がされた。

B C間の売買契約の有効性に言及しつつ、Cが本件土地の所有権を取得するかを簡潔に説明せよ。

- (2) (1)の後、Bは、Dに対し、令和5年6月1日、本件土地を売り、BからDに本件土地の所有権移転登記がされた。

Dが、AB間及びBC間の各売買契約の存在を知った上で、Cを害する目的でBから本件土地を買い受けた場合、Cは、Dに対し、本件土地の所有権取得を主張できるか。

刑法

第1問

宝石店を営む甲は、顧客Aから現金をだまし取ろうと考え、Aに電話をかけ、実際は希少な宝石Xを入手して販売できる見込みがなく、これを販売する意思もないのに、「入手困難な宝石Xを特別に販売することになった。Aさんに宝石Xを売りたいが、先に現金300万円を用意してもらう必要がある。」などと嘘を申し向けたところ、Aは宝石Xを購入できると誤信し、すぐに宝石店を訪れて現金を払う旨を甲に伝えた。そこで、甲は、宝石店の共同経営者乙に対し、「Aをだまして金を払わせることにした。これからAが来るから、金を受け取っておいてくれ。分け前として乙にも金の半分をやる。」などと言ってこれまでの事情を説明したところ、乙は現金の受領を了解した。その3

0分後、Aは宝石店を訪れて、乙に対して「宝石Xを購入するためのお金を持ってきました。」と言ひながら現金300万円を差し出し、乙は黙ってこれを受け取った。

一般に、共同正犯において、実行行為の全部を分担していない者に対しても、生じた結果の全部が帰責される理由にも触れながら、甲及び乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。

第2問

甲（20代男性）は、昼間の公園で、散歩中のA（20代男性、甲と同程度の体格）から金をとろうと考えて、Aに対し、「金をよこせ。」などと申し向かたところ、Aは、極度に億病な性格であったため恐怖の余り気を失った。そこで、甲は、Aの所持する財布から現金を取り出して立ち去った。

強盗罪における脅迫の意義や、その判断基準について簡潔に説明した上、上記の場合において、甲に強盗罪が成立するかについて論ぜよ（強盗罪以外の犯罪の成否は検討を要しない。）。

民事訴訟法及び民事訴訟規則

第1問

次の各小間に答えよ。

- (1) 確認の訴えにおいて、確認の利益が訴訟要件として果たす機能を簡潔に説明した上で、どのような観点で確認の利益の有無を判断するかについて論ぜよ。
- (2) Xは、自動車を運転中に、Yの運転する自動車に追突される交通事故（以下「本件事故」という。）に遭った。Xは、本件事故はYの過失によるものであるなどと主張し、Yはこれを争っている。この事案において、Xが次の各訴えを提起した場合、それぞれ確認の利益が認められるかについて、(1)で挙げた観点のうちどの点が問題となるかを意識して論ぜよ（各小問は独立したものとする。）。

ア XがYに対する本件事故を理由とする不法行為に基づく損害賠償債権を有していることの確認を求める訴え

イ 本件事故が生じる直前にYが飲酒をしていたことの確認を求める訴え

第2問

裁判上の自白の効力及びその根拠について説明した上で、自白の撤回が許される場合について論ぜよ。

刑事訴訟法及び刑事訴訟規則

第1問

次の各小間に答えよ。

- (1) 捜索差押許可状において、差し押さるべき物を特定しなければならないことにつき、憲法及び刑事

訴訟法の各条文上の根拠を挙げた上で（条文の文言を詳細に引用して記載する必要はない。）、その趣旨を簡潔に説明せよ。

- (2) 甲が勤務先の売上金を横領した業務上横領被疑事件について、検査証明書に記載する差し押さるべき物を次のア及びイのとおりとする場合、それぞれ、差し押さるべき物の特定に欠けるところがないかについて論ぜよ（各小問は独立したものとする。）。

ア 本件犯行に關係を有する一切の文書

イ 会議議事録、契約書、帳簿、その他本件犯行に關係を有する一切の文書

第2問

次の各小間に答えよ。

- (1) 伝聞証拠の証拠能力が原則として否定される理由について、公判廷における供述との違いに留意して説明せよ。

- (2) 証人甲は、ある公判において、「Bが皆の前で『Aが会社の金を横領したところを見た。』と言つていました。」と供述した。この供述が伝聞証拠であるかについて、次のアとイの各場合を比較して論ぜよ。

ア 当該供述が被告人Aに対する業務上横領被告事件の公判においてなされたものである場合

イ 当該供述が被告人Bに対するAへの名誉毀損被告事件の公判においてなされたものである場合

最高裁判所規則 最高裁判所規則

◎裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

(令和五年二月一九日公布 最高裁判所規則第八号)

(本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の裁判官の報酬

等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。（初任給調整手当の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の裁判官の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正の報酬等による規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当の内払とみなす。その後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

◎裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文
新旧対照条文Ⅱ別添1のとおり

《刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について》

この規則は、最高裁判所規則第十号（令和五年最高裁判所規則第十号）が、令和五年十二月二十五日に公布されました。

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、検察官が、起訴状に記載され以下「改正法」という。）の一部の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第一百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第一百八十二条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条の罪若しくはその未遂罪又は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪に係る事件は、この規則の第二条の規定による改正後の少年審判規則（以下この条において「新少年審判規則」という。）第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七条第五項（第一号イに係る部分に限る。）及び第十九条の三第二項（第一号イに係る部分に限る。）（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については改正法第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この条において「新刑事訴訟法」という。）第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、新少年審判規則第二十四条の二第二

加える改正規定は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（未定）から施行されます。

規則の条文及び新旧対照条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

(令和五年二月二五日公布 最高裁判所規則第一〇号)

(規則本文、附則第三条から第六条までは省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則目次、第八十七条及び第九十一条の改正規定並びに同規則第九十二条の二の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(秘匿措置に関する経過措置)

第二条 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第一百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第一百八十二条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条の罪若しくはその未遂罪又は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪に係る事件は、この規則の第二条の規定による改正後の少年審判規則（以下この条において「新少年審判規則」という。）第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七条第五項（第一号イに係る部分に限る。）及び第十九条の三第二項（第一号イに係る部分に限る。）（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については改正法第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この条において「新刑事訴訟法」という。）第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、新少年審判規則第二十四条の二第二

項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用については新刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。
(第三条から第六条までは省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

◎刑事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文II別添2のとおり

法

律

等

《大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律について》

（令和五年二月二三日公布 法律第八四号）

標記の法律（令和五年法律第八四号）が、令和五年十二月十三日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に規定するものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。また、同条第一号に掲げる規定は令和五年十一月十三日から、同条第二号に掲げる規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行されます。

この法律は、医療及び産業の分野における大麻の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするとともに、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等を講ずる必要があることを理由として公布されたものです。
(法文及び新旧対照条文は、令和五年十二月二三日付け最高裁判三第六百四十一号で通知したとおりです。)

政

令

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
(令和五年一二月一五日公布 政令第三五六号)

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。
民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とする。

◎児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
(令和五年一二月二二日公布 政令第三七二号)

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）附則第一条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。
児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とする。

最高裁判所		令和6年1月5日現在												
第一小法廷		第二小法廷		第三小法廷		司法研修所		最高裁判所図書館						
裁判官	官	裁判官	官	裁判官	官	所長	長(兼)	館長	副館長	首席調査官	上席調査官	上席調査官	上席調査官	
裁判官	官	裁判官	官	裁判官	官	所長	長(兼)	館長	副館長	小岡中川	林崎丸田	宏克	司彦隆	
裁判官	官	裁判官	官	裁判官	官	所長	長(兼)	館長	副館長	吉小	崎林	佳弥	司彦隆	
事務総局		戸倉三郎	深安岡堺宮	卓亮正	也介晶徹子	三草岡尾	倉浦野村島	郎守一美明	和理彦	也晴政子	小岡中川	林崎丸田	宏克	
事務総長		堀清田	田藤後	健尚正	樹道道一	吉福馬	岡谷田	治宣子	和芳浩	子明毅	吉小	崎林	佳弥	
審議官		眞健哉	藤津	千恵子	恵子史巳	裕	福吉	千恵子史巳	健泰史	健泰史				
審議官		人事局長	後板	正健	恵子史巳	裕	福吉	千恵子史巳	年克					
秘書課長		経理局長	津	千恵子	恵子史巳	裕	福吉	千恵子史巳	後青須					
広報課長(兼)		民事局長	津	千恵子	恵子史巳	裕	福吉	千恵子史巳	藤柳栗					
情報政策課長(兼)		刑事局長(兼)	津	千恵子	恵子史巳	裕	福吉	千恵子史巳	年克					
総務局長		行政局長(兼)	藤	千恵子	恵子史巳	裕	馬	千恵子史巳	後青須					
事務総長		家庭局長	小野寺	千恵子	恵子史巳	裕	西	千恵子史巳	藤柳栗					
事務局長		家庭審議官						事務局次長						
序名	長官・所長	事務局長	事務局次長	序名	長官・所長	事務局長	事務局次長	序名	長官・所長	事務局長	事務局次長	序名	長官・所長	事務局長
東京高等	中村慎	和波宏典	和波宏典	大阪家庭	西川知一郎	関本利一	関本利一	広島家庭	高山光明	宇野勝浩	宇野勝浩	仙台家庭	小森田恵樹	出羽隆
知的財産高等	本多知成	大和谷正則	大和谷正則	京都地方	川畠正文	黒瀬弘幸	黒瀬弘幸	山口地方	末永雅之	坂東正樹	坂東正樹	福島地方	加藤亮	谷地田牧子
東京地方	渡部勇次	坂本克彦	坂本克彦	川畠正文	森木田邦裕	坂田幸二	坂田幸二	有井木村	谷口豊	有井木村	有井木村	山形地方	森田浩美	秋元史浩
		坪谷和伸	坪谷和伸	京都家庭	森木田邦裕	桜井和伸	桜井和伸	岡山地方	永井尚子	藤井常宏	藤井常宏	山形地方	中平健	鷹原千栄子
		関俊二	関俊二	森木田邦裕	森木田邦裕	安達正広	安達正広	岡山地方	加島滋人	嘉孝輝	嘉孝輝	山形地方	中平健	阿部正夫
		(兼)櫻井博三		森木田邦裕	森木田邦裕	福本浩幸	福本浩幸	岡山地方	大橋豊	光輝一郎	光輝一郎	盛岡地方	浦野真美子	金澤浩次
		今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	松木慎治	松木慎治	鳥取地方	田渕良一	政昭一郎	政昭一郎	秋田地方	見米正	(兼)金澤浩次
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村秀明	吉村秀明	松江地方	松井千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	佐藤喜一
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	内山崇定
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	玲子修司	玲子修司	岡田正法	松井千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	(兼)内山崇定
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	雅之樹	雅之樹	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	千石靖之
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	一樹	一樹	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	熊谷浩三
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	玲子修司	玲子修司	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	小山内克
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	(兼)熊谷浩三
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	金子輝代
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	玲子修司	玲子修司	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	大友博
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	熊谷茂紀
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	渡辺克明
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂珠代		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		池田直昭		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		(兼)今田義紀		森木田邦裕	森木田邦裕	吉村雅之	吉村雅之	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		高橋英明		森木田邦裕	森木田邦裕	大輔玲子	大輔玲子	岡田正法	和田千鶴子	豊島三郎	豊島三郎	秋田地方	見米正	
		赤穂												

裁判官の報酬等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

裁判官の報酬等に関する規則(平成二十九年最高裁判所規則第一号)

(傍線の部分は改正部分)

新

旧

別表第一（第二条関係）	
区分	初任給調整手当の月額
(略)	(略)

報酬法別表判事補の項
八号の報酬月額の報酬
を受ける判事補
報酬法別表商品裁判所

別表第一（第二条関係）	
区分	初任給調整手当の月額
(同上)	(同上)

報酬法別表判事補の項
八号の報酬月額の報酬
を受ける判事補
報酬法別表簡易裁判所

判事の項十三号の報酬 月額の報酬を受ける簡 易裁判所判事	(略)
------------------------------------	-----

判事の項十三号の報酬 月額の報酬を受ける簡 易裁判所判事	(同上)
------------------------------------	------

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

第一条關係—刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

新

目次

第二編

第一章～第七章 (略)
 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留 (第六十
 七条～第八十九条の三)
 第九章～第十六章 (略)
 第二編～第八編 (略)
 (削る)

旧

目次

第一章～第七章 (同上)
 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留 (第六十
 七条～第八十九条の二)
 第九章～第十六章 (同上)
 第二編～第八編 (同上)
 (裁判の告知)

2 法第三百十二条の二第一項の規定による訴因訟
 訟等請求書面抄本等（同項に規定する訴因訟等
 訟求書面抄本等をいう。以下同じ。）の提出があ
 つた事件について、訴因訟等請求書面に記載さ
 れた個人特定事項のうち訴因訟等請求書面抄本
 等に記載がなきもの（法第三百十二条の二第四項
 において読み替えて準用する法第一百七十二条の
 二第一項の規定による訴因訟等請求書面抄本等
 に記載がなきもの）の提出があつた事件について、
 その他の裁判書の副本を送達してこれをしなければならない。但
 し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

3 法第一百七十二条の二第一項の規定による訴因訟
 訟等請求書面抄本等の提出があつた事件について、
 その他の裁判書の副本を送達してこれをしなければ
 ならない。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

（裁判の告知）

第三十四条 裁判の告知は、公判廷においては、宣

告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書
 の副本を送達してこれをしなければならない。但
 し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

（新設）

第三十四条 裁判の告知は、公判廷においては、宣

告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書
 の副本を送達してこれをしなければならない。但
 し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

第三十四条の二 法第一百七十二条の二第一項の規

定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、
 その他の裁判書の副本を送達してこれをしなければ
 ならない。

(新設)

第三十四条の二 法第一百七十二条の二第一項の規

定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、
 その他の裁判書の副本を送達してこれをしなければ
 ならない。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

3 法第一百七十二条の二第一項の規定による訴因訟
 訟等請求書面抄本等の提出があつた事件について、
 その他の裁判書の副本を送達してこれをしなければ
 ならない。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。

- 4 -

- 3 -

の裁判により通知することとされたものを除く。

第七項及び第八項において同じ。) が法第一百一
条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のもの

に該当すると認められる場合であつて、被察官の意見

を聽き、相当と認めるときは、裁判官の副本であ

つて当該個人特定事項の記載がないものその他の

裁判官の副本に代わるもの副本を被辯護者に送達

して裁判の告知をすることができる。

4) 法第一百一十四条第三項において準用する法第
一百七十六条の二第一項の規定による監定に
用する法第一百七十六条の二第一項の規定による監定
審査状に代わるもの交付があつた事件について
監定審査状に記載された個人特定事項のうち
定留査状に代わるものに記載がないもの(法第
一百一十四条第三項において準用する法第
一百七十六条の二第一項の規定により通知することとされたもの
を除く。第七項及び第八項において同じ。) が
法第一百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げ
る者のものに該当すると認められる場合であつて、被
察官の意見を聽き、相当と認めるときは、裁判官
の副本であつて当該個人特定事項の記載がないも
のの他の裁判官の副本に代わるもの副本を被
辯護者に送達して裁判の告知をすることができる。

5) 法第一百七十一条の三第一項若しくは第二百七
一条の四第二項の規定による起訴状の副本の提
出があつた事件について、起訴状に記載された個人
特定事項のうち起訴状副本等に記載がないもの
に該当すると認められる場合であつて、被察官の意見

を聽き、相当と認めるときは、裁判官の副本であ

つて当該個人特定事項の記載がないものその他の

裁判官の副本に代わるもの副本を被辯護者に送達

して裁判の告知をすることができる。

- 5 -

が法第一百七十一条の二第一項第一号若しくは第二
号に掲げる者のものに該当すると認められる場合又

は法第三百三十二条の二第四項において準用する法
第一百七十一条の二第一項第一号若しくは第二
号に掲げる者のものに該当すると認められる場合又

- 7 -

- 8 -

次回に記載された個人特定事項のうち既因審更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十九条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聞き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の副本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されてこれらの個人特定事項を被疑者に知らせておなじく旨の条件を付することができる。

は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聞き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の副本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されてこれらの個人特定事項を被疑者に知らせておなじく旨の条件を付することができる。

法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものに該当する事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち既因審更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十九条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百一十四条第三項にお

らせる時期若しくは方法を指定することができる

7 法第二百七条の二第一項の規定による勾留状に代わるものに該当する事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち既因審更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十九条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百一十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第一項の規定による既定留置状に代わるものに該当する事件について、既定留置状に記載された個人特定事項のうち既因審更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十九条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聞き、前項の規定による措置によつては、法第二百一十条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名譽若しくは社会生活の平穏が著しく害される」と又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できなくおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつた事件について、既定留置状に記載された個人特定事項のうち既因審更等請求書面抄本等に記載がないものが法第二百七十九条の二第一項第一号若しく

あつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の原本に代わるものとの原本を送達して裁判の告知をすることができる。

(起訴をとるべきことの請求)

第三十四条の三 裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人に

1) 当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な起訴をとるべきことを請求することができる。

2) 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつ

(新設)

四十七 法第一百九十九条の五第一項又は第二項の規定による裁定に関する事項

四十八・四十九 (略)

四十七・四十八 (同上)

五十 法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十九条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された

訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十一 (略)

五十一 (同上)

2 (略)

2 (同上)

第五十七条 裁判書等の原本、抄本等(

第五十七条 裁判官又は裁判を記載した調書、勾留状

四十六 法第一百九十九条の五第一項の規定による裁定に関する事項

四十七・四十八 (同上)

四十九 法第三百五十条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十九条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつたことを理由として即決裁判手続の申立てを却下したときは、その旨

五十一 (略)

五十一 (同上)

2 (略)

第五十七条 裁判官又は裁判を記載した調書の原本

た起訴をその請求をした裁判所又は裁判官に通知しなければならない。

(公判調書の記載要件・法第四十八条)

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1) (公判調書の記載要件・法第四十八条)

2) 第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第三条 法第二百九十九条第五項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十四～四十五 (略)

四十六 法第二百七十二条の五第一項又は第二項

(新設)

1) (これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。)の請求に関する事項

2) (略)

1) (略)

3) (略)

1) (略)

4) (略)

1) (略)

5) (略)

1) (略)

6) (略)

1) (略)

7) (略)

1) (略)

8) (略)

1) (略)

9) (略)

1) (略)

10) (略)

1) (略)

11) (略)

1) (略)

12) (略)

1) (略)

13) (略)

1) (略)

14) (略)

1) (略)

15) (略)

1) (略)

16) (略)

1) (略)

17) (略)

1) (略)

18) (略)

1) (略)

19) (略)

1) (略)

20) (略)

1) (略)

21) (略)

1) (略)

22) (略)

1) (略)

23) (略)

1) (略)

24) (略)

1) (略)

25) (略)

1) (略)

26) (略)

1) (略)

27) (略)

1) (略)

28) (略)

1) (略)

29) (略)

1) (略)

30) (略)

1) (略)

31) (略)

1) (略)

32) (略)

1) (略)

33) (略)

1) (略)

34) (略)

1) (略)

35) (略)

1) (略)

36) (略)

1) (略)

37) (略)

1) (略)

38) (略)

1) (略)

39) (略)

1) (略)

40) (略)

1) (略)

41) (略)

1) (略)

42) (略)

1) (略)

43) (略)

1) (略)

44) (略)

1) (略)

45) (略)

1) (略)

46) (略)

1) (略)

47) (略)

1) (略)

48) (略)

1) (略)

49) (略)

1) (略)

50) (略)

1) (略)

51) (略)

1) (略)

52) (略)

1) (略)

53) (略)

1) (略)

54) (略)

1) (略)

55) (略)

1) (略)

56) (略)

1) (略)

57) (略)

1) (略)

58) (略)

1) (略)

59) (略)

1) (略)

60) (略)

1) (略)

61) (略)

1) (略)

62) (略)

1) (略)

63) (略)

1) (略)

64) (略)

1) (略)

65) (略)

1) (略)

66) (略)

1) (略)

67) (略)

1) (略)

68) (略)

1) (略)

69) (略)

1) (略)

70) (略)

1) (略)

71) (略)

1) (略)

72) (略)

1) (略)

73) (略)

1) (略)

74) (略)

1) (略)

75) (略)

1) (略)

76) (略)

1) (略)

77) (略)

1) (略)

78) (略)

1) (略)

79) (略)

1) (略)

80) (略)

1) (略)

81) (略)

1) (略)

82) (略)

1) (略)

83) (略)

1) (略)

84) (略)

1) (略)

85) (略)

1) (略)

86) (略)

1) (略)

87) (略)

1) (略)

88) (略)

1) (略)

89) (略)

1) (略)

90) (略)

1) (略)

91) (略)

1) (略)

92) (略)

1) (略)

93) (略)

1) (略)

94) (略)

1) (略)

95) (略)

1) (略)

96) (略)

1) (略)

97) (略)

1) (略)

98) (略)

1) (略)

99) (略)

1) (略)

100) (略)

1) (略)

101) (略)

1) (略)

102) (略)

1) (略)

103) (略)

1) (略)

104) (略)

1) (略)

105) (略)

1) (略)

106) (略)

1) (略)

107) (略)

1) (略)

108) (略)

1) (略)

109) (略)

1) (略)

110) (略)

1) (略)

111) (略)

1) (略)

112) (略)

1) (略)

113) (略)

1) (略)

114) (略)

1) (略)

115) (略)

1) (略)

116) (略)

1) (略)

117) (略)

1) (略)

118) (略)

1) (略)

119) (略)

1) (略)

120) (略)

1) (略)

121) (略)

1) (略)

122) (略)

1) (略)

123) (略)

1) (略)

124) (略)

1) (略)

125) (略)

1) (略)

126) (略)

1) (略)

127) (略)

1) (略)

128) (略)

1) (略)

129) (略)

実をも記載しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。

6 (略)

7 第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の副本に代わるものには、それぞれその規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

(公務員の書類)

第五十八条 官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

(公務員の書類)

第五十八条 官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

実をも記載しなければならない。但し、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。

6 (同上)

(新設)

7 第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の副本に代わるものには、それぞれその規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

6 (略)

7 第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の副本に代わるものには、それぞれその規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

第六十一条の二 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをすることは、当該書面には、

被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

(新設)

- 17 -

なければならない。

2 裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書

、調書、令状に代わるもの若しくは裁判書の副本に代わるもの（第1百九十条第二項の略式命令の副本に代わるもの）を含む。）又はそれらの副本若しくは抄本のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してもする場合及び被告事件の終結その他のこれに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

ければならない。

2 裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書

、調書、令状に代わるもの若しくは裁判書の副本に代わるもの（第1百九十条第二項の略式命令の副本に代わるもの）を含む。）又はそれらの副本若しくは抄本のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してもする場合及び被告事件の終結その他のこれに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

(書留郵便等に付する送達・法第五十四条)

法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判官又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

(書留郵便等に付する送達・法第五十四条)

第六十三条 住居、事務所又は送達受取人を届け出なければならない者がその届出をしないときは、

裁判所書記官は、書類を書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準するものとして別に

最高裁判所規則で定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して、その送達をする

ことができる。ただし、起訴状及び略式命令の副本を付する場合等の裁判長等による記名押印

3 (略)

（同上）

（同上）

本等一略式命令の謄本及び第二百九十条第一項の略式命令の謄本に代わるものとの謄本の送達については、この限りでない。

本の送達については、この限りでない。

しなければならない旨

勾引状又は勾留状発付の年月日

七 勾引状又は勾留状発付の年月日
八 勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名

2 (略) (略) (略)

九 勾留状に代わるもの又は勾引状に代わるものとの記載要件・法第二百七十二条の八等

第七十条の二 法第二百七十二条の八第一項第一号

（新設）

（法第三百十二条の二第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）

の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面

抄本等に記載がないもの（法第三百二十二条の二

第四項において読み替えて適用する法第二百七

十一条の五第一項の規定により通知することと

されたものを除く。）に限る。）を被告人に知

らせてはならない旨の条件を付すること。

（前号の個人特定事項につき、裁判所若しくは

裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告

人に知らせる時期若しくは方法の指定をしたと

き又は検察官から法第二百九十九条の四第十一

項の規定により被告人に知らせる時期若しくは

方法を指定した旨の通知があつたとき 当該通

知事は特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を

- 29 -

（一）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（二）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わる

もの交付があつたとき 当該勾引状に代わる

もの又は当該勾留状に代わるもの副本

（三）法第二百二十二条の二第四項において適用する

法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面

抄本等の提出があつた場合であつて、法第二百

（二）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（三）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わる

もの交付があつたとき 当該勾引状に代わる

もの又は当該勾留状に代わるもの副本

（四）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（五）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わる

もの交付があつたとき 当該勾引状に代わる

もの又は当該勾留状に代わるもの副本

（六）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（七）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わる

（八）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（九）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わる

もの交付があつたとき 当該勾引状に代わる

もの又は当該勾留状に代わるもの副本

（十）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（十一）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わる

もの交付があつたとき 当該勾引状に代わる

もの又は当該勾留状に代わるもの副本

（十二）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（十三）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わる

（十四）当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条

の二項二項本文の勾留状に代わるもの（）の副本

（十五）法第二百七十二条の三第三項又は法第二百七

二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出

があつた場合であつて、法第二百七十二条の二

八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

による勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わる

もの交付があつたとき 当該勾引状に代わる

（新設）

分に限る。）（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合又は法第二百七条の二第一項の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の副本」とある文言、「法第二百七十二条の八第一項第一号」（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第一項本文の勾留状に代わるものとする場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第二百七条の二第一項本文の勾留状に代わるものとする。

（新設）

十八条の六等

第九十二条の三 個人保証金に代わる保証書には、

個人保証金額及びいつでもその個人保証金を納める旨を記載しなければならない。

（新設）

（準用規定）

第一百四条 身体の検査のためにする被告人以外の者に対する勾引については、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

（準用規定）

第一百十二条 証人の勾引については、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項及び第二項、第七十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

十五条並びに第七十六条の規定を準用する。

第一百三十二条の二 法第二百六十七条第五項において準用する法第二百七十二条の八第一項第一号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

一 被告人の氏名及び住居
二 期名
三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求

（新設）

書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨
四 当該書面が法第二百六十七条第五項において準用する法第二百七十二条の八第一項第一号の規定によるものである。

（新設）

五 留置すべき場所
六 留置の期間
七 確定の目的
八 確定留置状の有効期間及びその期間超過後江

執行に着手することができず確定留置状に代わるものにはこれを返還しなければならない旨
（新設）

十一 鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

2 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条第五項において準用する法第二百七十九条第一項第二号の鑑定留置状に代わるものとしてこれを準用する。

(逮捕状請求権者の指定、変更の通知等)

第一百四十二条の二 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第二百九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したとき又は法第二百二条の二第一項の規定により逮捕状に代わるもの交付を請求することができないときは、司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会

(逮捕状請求権者の指定、変更の通知)

第一百四十二条の二 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、法第二百九十九条第二項の規定により逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したときは、国家公安委員会においては最高裁判所に、都道府県公安委員会においてはその所在地に管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときは

記載した被疑事実の要旨

四 法第二百二条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第一号イ、ロ若しくはハに若しくは乙又は第一号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

1)若しくは乙又は第一号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

五 前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

六 逮捕状に代わるものと數通必要とするときは、その旨及び理由

七 引致すべき官公署その他の場所を適用する。

八 資料の提供

第一百四十三条 (略)

第一百四十三条 (同上)

においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様である。

(逮捕状に代わるもの交付請求書の記載要件)

第一百四十二条の二 法第二百二条の二第一項の規定による請求に代わるものとこれとしなければならない

同様である。

においてはその所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更を生じたときも、同様である。

(新設)

2 法第二百二条の二第一項の規定による請求をするに付する前条第二項第四号に掲げる事項を認める

アを資料とも提供しなければならない。

(逮捕状に代わるもの記載要件)

第一百四十二条の二 逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

(新設)

1)前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1)被疑者の氏名及び住居
2)前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 刑名

三 法第二百二条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百二条の二第一項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

上記のとおりである旨

引致すべき官公署その他の場所

六 請求者の官公職氏名

七 逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕

をすることができず逮捕状に代わるものには「これ
を返還しなければならない旨」

八 逮捕状発付の年月日

九 逮捕状を発付した裁判官の氏名

二 第七十条の二第二項及び第三項の規定は、逮捕
状に代わるものについてこれを準用する。

（逮捕状に代わるもの）の作成

三 第四十五条の二 逮捕状に代わるものは、第四

十一条の二第一項の書面及びその記載を利用し

（新設）

これを作ることができる。

（数通の逮捕状等）

第一百四十六条 逮捕状及び逮捕状に代わるものには、

請求により、数通を発することができます。

（逮捕状に代わるもの）の交付請求の却下等

（数通の逮捕状）

第一百四十六条 逮捕状は、請求により、数通を発す

（新設）

第一百四十六条の二 第百四十条及び第一百四十二条の

規定は、法第二百一十二条の二第一項の規定による請
求があつた場合について準用する。

（勾留状に代わるもの）の交付等請求書の記載欄に

一 法第二百七条の二第一項の規定

第一百四十七条の二 法第二百七条の二第一項の規定
による請求は、書面でこれをしなければならない

（新設）

2) 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなけ
ればならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第二百七条の二第一項の規定による請求に
係る個人特定事項を明らかにしない方法により
記載した被疑事実の要旨

四 法第二百七条の二第一項の規定による請求に
係る者がそれぞれ法第二百一十二条の二第一項第一
号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第(1)号イ
若しくはロのいずれに該当するかの別及びその

事由

三 被疑者の住居、罪名、法第二百七条の二第一項

の規定による請求に係る個人特定事項を明らかに
しない方法により記載した被疑事実の要旨又は同
項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百
一十二条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しく
は(2)若しくは第(1)号イ若しくはロのいずれに該当
するかの別に該当するかの別及びその別を第一
百四十二条の二第一項の書面の記載と同一である
ときは、前項の規定にかかるらず、その旨を第一
項の書面に記載すれば足りる。

4) 第二項の場合には、第四百四十二条第二項及び第
二項の規定を準用する。

（資料の提供・法第二百四条等）

部通知の趣旨があつたときを除く。ことは、前項の

規定による勾留等の差し出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第一号に該する場合は、これら

井頭人に對し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規

付して勾留状の原本を交付すること。

第一項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人に對し、勾留状の副本を交付するものとする。(二)

卷之三

件において法第二百七条の二第二項の規定による
勾留状に代わるもの交付があつたとき（全部通

規された個人特定事項のうち法第二百七条の二項「個人本文の勾留状に代わるもの」法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるもの交付があつたときは、当該勾留状に代わるものに記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

第一項の規定による請求があつた場合であつて、
検察官から第四項第二号に定める指図をとるぐ
き回の通知があつたときは、弁護人に對し、法第

「一百七条の二第一項本文の勾留状に代わるもの」の
法第二百七条の二第一項の規定による勾留状に代
わるものとの交付があつたときは、当該勾留状に代
わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留
状に代わるもの(の)謄本を交付するものとする。
ただし、第四項第一号に定める措置によりて法
第二百一一条の二第一項第一号(又は第二号)に規定
に規定する名前又は社会生活の平穡が著しく害さ
れること及び同第一号(又は第二号)に規定
する行為を防止できないおそれがないことが明ら
かなときは、この限りでない。

「一百七条の「第二項本文の勾留状に代わるもの」の規定による勾留状に代わるもの」の規定による勾留状に代わるものとの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第一百七条の「第二項本文の勾留状に代わるもの」の贈本を交付するものとする。

ただし、第四項第一号に定める措置により「第一項本文の勾留状に代わるもの」の交付があつたときは、当該勾留状に代わるものとの贈本を交付するものとする。

に規定する名前又は社会生活の平穡が著しく害されること及び同項第一号ハニ又は第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。

(勾留状の原本の弁護人への交付の請求の方式)

「口をも記載しなければならない。」

（註）法定留置状に代わるものとの交付等請求書の記載

要件・法第二百二十四条、第二百七条の二

第四百五十八条の三 法第二百二十四条第三項における

で読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定による

規定による請求は、留置でこれをしなければならぬ

な。

2) 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 姓名

三 法第二百二十四条第三項において読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定による

規定によるものである。

（新設）

請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第二百二十四条第三項において読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定による

適用する法第二百七条の二第一項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハに若しくは乙又は第三号イ、ロ若しくはハに若しくは乙又は第三号イ、ロ若しくはハに若しくは乙に該当するかの別及び

五 その事由

3) 前項の場合に付、第二百四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

（註）法定留置状に代わるものとの記載要件・法第二百二十四条、第二百七条の二

第四百五十八条の四 法第二百二十四条第三項における

（新設）

五 法第二百二十四条第三項において読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定による

適用する法第二百七条の二第一項の規定による

請求に係る者がそれぞれ法第二百一条の二第一項第一号イ、ロ若しくはハに若しくは乙に該当するかの別及び

六 留置すべき場所

七 留置の期間

八 留置の目的

九 法第二百二十四条の有効期間及びその期間超過後における「着手する」とが「法定留置状に代わる」ことを意味するものにはこれを返還しなければならない。

十 法第二百二十四条の有効期間

十一 法第二百二十四条の有効期間

六 読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定による

適用する法第二百七条の二第一項の規定による

請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第二百二十四条第三項において読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定による

読み替えて適用する法第二百七条の二第一項の規定によるものである。

2) 第七十条の二第一項及び第三項の規定は、法第

「百一十四条第三項において読み替えて適用する
法第「百七条の二第一項本文の認定留置状に代わ
るもの」として「これを適用する」

〔認定留置状に代わるものとの交付等請求の却下等
・法第二百二十四条、第二百七条の二〕

第一百五十八条の五 第百四十条及び第二百四十一の
規定は、法第「百二十四条第三項において読み替
えて適用する法第二百七条の二第一項の規定によ
る請求があつた場合について適用する。

〔個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百二
十四条、第二百七条の二〕

第一百五十八条の六 第百五十条の二の規定は、法第
一百五十九条の二の規定は、法第二
(新設)

(新設)

- 73 -

用する法第二百七条の二第一項本文の認定留置
状に代わるものに記載がないもの（法第二百二
十四条第三項において準用する法第二百七条の
二第一項の裁判により通知することとされたもの
を除く。）を明らかにしない方法により記載
した被提事実の要旨

四 当該書面が法第二百二十四条第二項において
読み替えて適用する法第二百七条の二第三項の
規定によるものである旨

五 認定すべき場所

六 認定の期間

七 認定の目的

八 認定留置状の有效期間及びその期間経過後は

執行に着手することができず認定留置状に代わ
るものはこれを返還しなければならない旨

九 認定留置状発付の年月日

十 認定留置状を発付した裁判官の氏名

2) 第七十条の二第一項及び第三項の規定江、法第

「百二十四条第三項において読み替えて適用する
法第二百七条の二第三項の認定留置状に代わるもの
に記載し、裁判官が、これに記名押印しなければなら
らない。」

〔認定者氏名及び住居
二 刑事名

三 認定留置状に記載された個人特定事項のうち
法第二百二十四条第三項において読み替えて適用

第一百五十八条の八 第百五十条の四から第二百五十
条の八までの規定は、法第二百二十四条第三項にお
いて読み替えて適用する法第二百七条の二第一項
の規定による認定留置状に代わるものとの交付があ
る

(新設)

- 74 -

- 76 -

- 75 -

（起訴状の記載要件・法第一百五十六条）

第一百六十四条 起訴状には、法第二百五十六条に規定する事項の外、次に掲げる事項を記載しなければならない。

、被告人が法人であるときは、事務所並びに代
表者又は管理人の氏名及び住居

二 (略)

三 法第1百七十二条の二第二項の規定により起
訴状原本等を提出するときは、同条第一項の規
定による求めに係る者がそれぞれ同項第一号イ若し
くはロのいずれに該当するかの別

2 (略)

〔弁護人選任書の差し出し等・法第1百五十六条等
第一百六十五条 (削る)

1 檢察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司
法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に
差し出さなければならない。同時に差し出すこと
ができないときは、起訴状にその旨を記載し、
△公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければ
ばならない。

3 法第1百五十六条の二の規定は、略式命令の
求をする場合には、適用しない。

第一百六十五条の二 法第二百七十一条の二第二項の起訴状抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載しなければならない。

2 法第二百七十一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出する場合に在、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

3 法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第一項の起訴状の副本又は法第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の三第三項若しくは第二百七十一条の三第三項の勾留状、法第二百七十一条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七十一条の三第三項の勾留状に代わるもの(以下この条において「逮捕状等」という。)を差し出さなければならぬ。

4 法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等一通を裁判所に差し出さなければならない。

(証明資料の差出・法第二百五十九条)

第一百六十五条の二 (略)

(証明資料の差出・法第二百五十九条)

第一百六十六条 公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の副本、起訴状抄本等、略式命令の副本に起訴状若しくは略式命令の副本の送達ができない

若しくは第二百九十九条第一項の略式命令の副本に代わるもの(副本の送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起

は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。但し、後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。ただし、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のあるものにつき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を差し出してはならない。

2 裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を差し出してはならない。

3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には

2 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には

3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項の逮捕状等及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

2 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに逮捕状、勾留状及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに逮捕状等及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

第一百七十六条 裁判所は、法第11百五十六条の二の規定による起訴状の副本の提出があつたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

2 裁判所は、起訴状の副本又は起訴状抄本等の被告人に対する送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(呼称の定め等・法第11百七十一条の二等)
第一百七十六条の二 裁判所は、法第11百七十一条の二第一項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合又は法第11百七十一条の二第二項の規定によると訴因訴訟請求書面抄本等の提出があつた場合に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載

第一百七十六条 裁判所は、起訴状の副本を受け取つたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。

2 裁判所は、起訴状の副本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(新設)

4 朝項に規定する場合において、第二項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十九条第六項、第五十二条の五第二項第四項及び第三項、第五十二条の十五第二項第四項及び第三項、第六十条並びに第八十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第八十八条第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第八十七条の二第一項の規定により定められた呼称

を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四項及び第五十二条の十五第二項第四項中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第八十七条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第八十七条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第11百七十一条の二等)
第一百七十六条の三 法第11百七十一条の五第一項又は第二項(これらの規定を法第11百七十一条の二第

載がないもの又は訴因訴訟請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因訴訟請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

21 前項の規定により呼称を定めた場合には、檢察官に記載したとおり呼称を当該事件の訴訟に関する書類(判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。)に記載したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

載がないもの又は訴因訴訟請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因訴訟請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

21 前項の規定により呼称を定めた場合には、檢察官に記載したとおり呼称を当該事件の訴訟に関する書類(判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。)に記載したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

四項において適用する場合を含む。) の請求書

書面を送し出してこれをしなければならない。

2| 被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速

やかに、同項の書面の原本を検察官に送付しなければならぬ。

3| 裁判所は、第一項の規定にかかわらず、公判期

日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日

においては、同項の請求を口頭ですることを許す

ことができる。

(過短の請求に対する判断の時期・法第二百七十

一条の五等)

第一百七十六条の四 前条第一項の請求については、當

過短なく決定をしなければならぬ。ただし、當

(新設)

ト、弁護人の請求がある場合であつて、これらの

個人特定事項に保る名称が氏名であるときは、弁

護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければ

ならない。

2| 裁判所は、法第二百七十二条の六第四項の規定

により、裁判書若しくは裁判を記載した書面の抄

本であつて起訴状に記載された個人特定事項のう

ち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないも

のを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項

において準用する法第二百七十二条の六第四項の

規定により、裁判書若しくは裁判を記載した書面

の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された

個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に

請求書が訴訟を提起させる目的のみでされたこと

が明らかである場合は、この限りでない。

(呼称の通知・法第二百七十二条の六等)

第一百七十六条の五 裁判所は、法第二百七十二条の

六第二項の規定により、起訴状に記載された個人

特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが

記載され若しくは記載されている部分の閲覧若し

くは署名を捺じた場合又は法第三百十二条の二第一

項において準用する法第二百七十二条の六第二

項の規定により、訴因変更等請求書面に記載され

た個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等

に記載がないものが記載され若しくは記載されて

いる部分の閲覧若しくは署名を捺じた場合におい

3|

裁判所は、法第二百七十二条の六第五項の規定

により、裁判書若しくは裁判を記載した書面の抄

本であつて起訴状に記載された個人特定事項のう

ち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないも

のを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項

において読み替えて準用する法第二百七十二条の

六第五項の規定により、裁判書若しくは裁判を記

載した書面の抄本であつて訴因変更等請求書面に

記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、法第四十六条の規定による

請求をした被告人その他の訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他の訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4) 裁判所は、法第二百七十一条の六第六項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記載されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の閲覧の求めを拒んだ場合又は法第三百十

（裁判所外の尋問指図の閲覧等の処理）

（新設）

第百七十六条の六 裁判所は、法第二百七十一条の二第四項の規定による指図又は法第三百十二条の二第三項の規定による指図をとつた場合において

当該指図に係る個人特定事項（法第二百七十一条の五第一項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて使用する場合を含む。）の規定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、相当と認めるとときは、被告人が第二百三十六条（第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含

- 93 -

む。以下この条において同じ。）第一項の尋問指図書を第二百三十六条第二項の規定により提出し、又は同条第三項の規定により閲覧を求めるにつけ、これらのうち当該指図に係る個人特定事項が記載され若しくは記載されている部分の閲覧を禁じ、又

は当該部分の閲覧の求めを拒むことができる。ただし、当該指図に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害關係の有無を確かめることができなくなるときその他、被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2) 裁判所は、前項の規定により、法第二百七十一条の二第四項の規定による指図若しくは法第三百十二条の二第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

十一条の二第三項の規定による指図に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の開示の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合は、当該個人特定事項に係る名前が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならぬ。

3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第二百七十六条の

二第一項の規定により定めた呼称があるときは、

(証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合
三回目を知らせるものとする。

（個人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合等）

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

の規定による通知は、書面でしなければならない

規定による通知は、書面でしなければならない。

在色人又は弁護人に対し、氏名に代わる呼称を知る機会を与える場合において、当該氏名について、第一項の規定により定められた呼称があるときは、氏名に代わる呼称として当該呼称を知る機会を与えるものとする。

百九十九条第一項本文の規定により、訴訟關係人が、相手方に對し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機會を与える場合には、なるべく早い時期に、その機會を与えるようにしなければならない。法第二百九十九条の四第三項から第五項までの規定により、被告人又は弁護人に對し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機會を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機會を与える場合も同様とする。

五項まで又は第八項から第十項までの規定により

新設

第百七十八条の七 第一回の公判期日前に、法第二百九十九条第一項本文の規定により、訴訟關係人が、相手方に對し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機會を与える場合には、なるべく早い時期に、その機會を与えるようしなければならない。法第二百九十九条の四第二項の規定により、被告人又は弁護人に対し、証人

- 97 -

第一回の公判期日前に、法第二百九十九条第一項本文の規定により、証言關係人が、相手方に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与える場合には、なるべく早い時期に、その機会を与えるようになされなければならない。法第二百九十九条の第四第三項から第五項までの規定により、被告人又は弁護人に對し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機會を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機會を与える呼称又は住居に代わる連絡先を知る機會を与えるべき早い時期に、その機会を与えるようになされなければならない。法第二百九十九条の第四第二項の規定により、被告人又は弁護人に対し、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないで、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機會を与える場合も同様と

第三項から第五項まで又は第八項から第十項までの規定によるものであるときは、被告人又は弁護人に對し知る機會を与えた氏名に代わる呼称又は住居に代わる座名を

三 一 告訴人からとった結果が法第二百九十九条の四
第二項又は第四項の規定によるものであるときは、
は、被告人又は弁護人に對し知る機會を与えた
氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先

檢察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による拘置に係る者の氏名又は住居

三 検察官がとつた措置が法第二百九十九条の四第一項、第二項、第六项又は第七項の規定によるものであるときは、弁護人に対し付した条件又は指定した時期若しくは方法

一 檢察官がとつた法第二百九十九条の四第一項
から第四項までの規定による指図に係る者の氏
名又は住居

二 檢察官がとつた指図が法第二百九十九条の四
第一項又は第三項の規定によるものであるとき
は、弁護人に対し付した条件又は指定した時期
若しくは方法

四 檢察官が証拠書類又は証拠物について法第二

四 檢察官が証拠書類又は証拠物について法第二

百九十九条の四第六項から第十項までの規定に

より措置をとつたときは、当該証拠書類又は証

百九十九条の四第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、当該証拠書類又は証拠物を没収するに足りる事項

類(半決算及び半決算を記載した額を除く)において同じ。)に記載したときは、第一項の生名又は住居を記載したものとみなす。

(証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求を認めるに反する事項)

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁判の請

第一百七十八条の九 法第二百九十九条の五第一項又は第二項の規定による認定の請求は、書面を差し

出してこれをしなければならない。

第一百七十八条の九 法第二百九十九条の五第一項の規定による裁定の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

第百七十八條の十一 裁判所は、檢察官が法第「百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による指図をとつたことについて同条第

3 (同上)

新設

十一項の規定による通知があつた場合又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項の規定による指図をとつた場合において、必要があると認めるときは、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項の五第三項、第六項若しくは第八項の規定による指図に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による指図に係る者の氏名又は住居に代わる呼称を定めることができる。

- 102 -

- 101 -

第一百十八條第三項中「署名押印をせなければな

「第一百八十九条第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十九条の十一第一項の規定により定められた呼称を押印せなければならぬ」と、第五十二条の五第一項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号「署名押印せらる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十九条の十一第一項の規定により定められた呼称を自ら押印せらる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十九条の十一第一項の規定により定められた呼称を自ら押印せらる」と、第六十条中「」を記載して、署名押印し、又は第百七十九条の十一第一項の規定により定められた呼称を自ら押印しな

第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書

（正人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条）

判例百七十八案の十一 裁判所は、法第二百九十九条の六第二項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の第四項第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分の閲覧又は謄写を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

3 裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において

第六百七十八条の十一 裁判所は、法第二百九十九条の第一項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第二項若しくは第四項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧又は謄写を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、

の他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の訴求があるときは、その被告人その他の訴訟関係人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

21 裁判所は、法第二百九十九条の六第三項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは、しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第一項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を捺印し、又は当該部分の用紙を捺印することを認めることとする。

2
裁判所は、法第199条の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した書類の抄本であつて検察官がとつた法第199条の四第三

置に係る者の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分の閲覧又は複数を禁じた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

一
新設

又は第八号の規定による指図に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

裁判所は、法第二百九十九条の六第五項の規定により、裁判書又は裁判を記載した聞書の抄本で

(新設)

新設により、裁判所又は裁判を記載した調書の原本で
新設 法第二百九十九条の六第五項の規定

めを拒んだ場合において、被告人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について前条第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を

（新設）
おいて、被告人の請求があるときは、被告人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

あつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第一

指置に係る者又は裁判所がとつた法第一百九十九

る場合において、当該氏名について前項第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

（新設）
おいて、被告人の請求があるときは、被告人に對し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、相当と認めるときは、被告人が第百二十六条（第百三十五条及び第百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項の尋問調書を第百二十六条第二項の規定により閲覧し、又は同条第三項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供

述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記載されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の閲覧の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人に対し、氏名に

3
居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。
前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第百七十八条の十一第一項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。
(証拠決定された証人等の氏名等の通知)
第百七十八条の十三 裁判所は、法第二百九十九条の四第一項若しくは第二項又は第二百九十九条の五第三項若しくは第四項の規定により氏名についての指置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判

（証拠決定された証人等の氏名等の通知）

（新設）

「ではこれに代わる取扱いを 住居にあってはたゞこれに代わる連絡先を知らせなければならぬ。

第百七十八条の十二 戴裁判所は、法第二百九十九条の四第一項又は法第二百九十九条の五第二項の規定により氏名についての指置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として母四四条の規定する旨の決定を公判期日前にした場合には、第五

2 な被告人その他の関係者との利害關係の有無を確
けめることができなくなるときその他の被告人の
防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき
は、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた
法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若
しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは
裁判所がとつた法第二百九十九条の五第三項の相
定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載

2 裁判所は、前項の規定により、検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた法第二百九十九条の五第二項の規定による措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記載されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の閲覧の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人にその請求があるときは、被告人に対し、氏名に

期日前にした場合には、第一百九十一條第二項の規定にかかるらず、その氏名を検察官及び弁護人に通知する。

九十一條第二項の規定にかかるわらず、その氏名を檢察官及び弁護人に通知する。

裁判所は、法第二百九十九条の四第二項の規定により氏名についての措置がとられた者について、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として尋問する旨の決定を公判期日前にした場合には、第百十一条第二項の規定にかかわらず、その氏名にわる呼称を訴訟関係人に通知する。

(第一回公判期日における在廷証人)
（検察官、弁護人の準備の進行に関する問合せ）

(第一回公判期日における在庭証人)
（同上）

開示個人特定事項があるとき、弁護人が訴訟に
関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは暗
写するに当たり又は弁護人に裁判書若しくは裁
判を記載した調書の原本若しくは原本を交付す
るに当たり、これらに記載又は記録された条件
付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはな
らない旨の条件を付すること。

第一回 諸侯等諸侯の朝廷・法家(一百一)等
（削る）

(前記)

〔訴因・罰金の追加・撤回・減刑・法第三百十一條〕
第一百九条 訴因又は罰金の追加・撤回又は変更は
審面を経し出してこれをしなければならない。
前項の審面には、被告人の数に応する牒本を添
附しなければならない。

る場合を含む。以下(1)の項において同じ。)の規定は、当該指図に係る個人特定事項の全部又は一部について法第三百十二条の二第四項において既に結えて適用する法第二百七十二条の五第一項の規定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第一項後段中「訴因変更等請求旨」と

における第四項の規定による審査の明説についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被審者特定事項」とあるのは「証人等特定事項」とする。

前
る

裁判所は、前項の副本を受け取つたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならぬ。

検察官は、法第三百十二条第五項又は第三百二十二条の二第三項の規定による送達があつた後、遅滞なく公判期日において所因変更等請求書面を朗読しなければならない。

41 檢察官は、前項の送達があつた後、遅滞なく公
判期日において第一項の書面を朗読しなければな
らない。

あつたときは、前項の規定による審問の朝曉は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に第一項の書面を示さなければならぬ。

3) あつたときは、前項の規定による訴因変更等請求書面の朗読は、被告者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に訴因変更等請求書面を示さなければならない。

法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合

(訴因変更等請求書面の記載要件等・法第三百十一条の二)

第11百九条の二 法第三百十一条の二第一項の規定

により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合

に付、訴因変更等請求書面に、同条第一項の規定

による求めに係る者がそれぞれ法第三百七十二条

の二項第一号イ、ロ若しくはハ(1若しくは2)

又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの

別を記載しなければならない。

2) 前項に規定する場合に付、法第三百六十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する。

3) 法第三百十一条の二第四項において準用する法

(新設)

三 更新前の公判期日における被告人若しくは被

告人以外の者の供述を錄取した書面又は更新前

の公判期日における裁判所の検証の結果を記載

した書面並びに更新前の公判期日において取り

調べた書面又は物について、職權で証拠書類

又は証拠物として取り調べなければならない。

ただし、裁判所は、証拠とすることができない

と認める書面又は物及び証拠とするのを相当で

ないと認めかつ訴訟關係人が取り調べないこと

に異議のない書面又は物については、これを取

- 125 -

二 裁判長は、前号の手続が終つた後、被告人及

び弁護人に対し、被告人事件について陳述する機会を与えるなければならない。

三 更新前の公判期日における被告人若しくは被

告人以外の者の供述を錄取した書面又は更新前

の公判期日における裁判所の検証の結果を記載

した書面並びに更新前の公判期日において取り

調べた書面又は物について、職權で証拠書類

又は証拠物として取り調べなければならない。

ただし、裁判所は、証拠とすることができないと

認める書面又は物及び証拠とするのを相当で

ないと認め且つ訴訟關係人が取り調べないことに

異議のない書面又は物については、これを取

二 裁判長は、前号の手続が終つた後、被告人及

び弁護人に対し、被告人事件について陳述する機会を与えるなければならない。

三 更新前の公判期日における被告人若しくは被

告人以外の者の供述を錄取した書面又は更新前

の公判期日における裁判所の検証の結果を記載

した書面並びに更新前の公判期日において取り

調べた書面又は物について、職權で証拠書類

又は証拠物として取り調べなければならない。

ただし、裁判所は、証拠とすることができないと

認める書面又は物及び証拠とするのを相当で

ないと認め且つ訴訟關係人が取り調べないことに

異議のない書面又は物については、これを取

- 127 -

第11百七十二条の三第三項又は第11百七十二条の二

四第四項の規定により訴因変更等請求書面抄本等

を提出する場合には、法第三百六十五条の二第三項及

び第四項の規定を準用する。

(更新の手続)

第11百十三条の二 公判手続を更新するには、次の

例による。

(更新の手続)

第11百十三条の二 公判手続を更新するには、次の

例による。

(更新の手続)

第11百十三条の二 公判手続を更新するには、次の

例による。

り開べない旨の決定をしなければならない。

四・五 (略)

(決定の告知・法第三百十六条の五)

第11百十七条の十四 公判前整理手続において法第

三百十六条の五第三号又は第八号から第十号まで

の決定をした場合には、その旨を検察官及び被告

人又は弁護人に通知しなければならない。

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六

条の十一)

第11百十七条の十五 公判前整理手続調書には、次

に掲げる事項を記載しなければならない。

弁護人に異議がないときは、その陳述の全部又

は一部をさせないことができる。

開べない旨の決定をしなければならない。

四・五 (同上)

(決定の告知・法第三百十六条の五)

第11百十七条の十四 公判前整理手続において法第

三百十六条の五第七号から第九号までの決定をし

た場合には、その旨を検察官及び被告人又は弁護

人に通知しなければならない。

(公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六

条の十一)

第11百十七条の十五 公判前整理手続調書には、次

に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

- 128 -

百七十九条の二十五中「法第三百六十六条の二十三第
二项」とあるのは「法第三百六十六条の二十八第二
项において準用する法第三百六十六条の「二十三」と
「第二百七十九条の十五第一项第十七号イ「法第三
百五十七条の二第一项」とあるのは「法第三百五
七条の二第一项又は第三百五十七条の三第一项」と
「第二百七十九条の十七中「第一回公判期日」とあ
るは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日
」と読み替えるものとする。

- 133 -

は、判決書には、起訴状に記載された公訴事実又は訴因更等請求書面に記載された事実を引用することができる。

は、判決書には、起訴状に記載された公訴事実又は訴因若しくは罰金を追加若しくは変更する書面に記載された事実を引用することができる。

七条の二第一項又は第一百五十七条の三第一項」と
、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とある
のは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日
」と読み替えるものとする。

JOURNAL OF CLIMATE

第一回二十二条の十四 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

（同上）

申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十九条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終

第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二回公判期日との見出しが「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二回公判期日「第三百十六条の二十三」と、同条第二項中「第三百十六条の二十八第一項において準用する法第三百十六条の二十九第一項」と読み替えるものとする。

- 134 -

協合の措置・法第三百五十九条の二十二(等)
第二百二十二条の十五 即決競合手続の申立てを却下する裁判官には、その理由が法第三百五十九条の二十二第一号若しくは第二号に該当すること又は法第二百九十一条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述をしなかつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

第一回二十二条の十四 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の百九十一条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

（同上）

申立てがあつた事件について、法第三百五十条の二十二各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十九条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

（原判決の證本等の交付・法第四百六条）

(原判決の副本の交付・法第四百六条)

（判決書への引用）

（判決書への引用）

定による判決の副本の交付の請求があつたものとみなす。ただし、申立人が申立ての前に判決の副本の交付を受けているとき（その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項）（法第四百四条において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は訴因變更等請求書面抄本された個人特定事項のうち訴因變更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）の決定により通知することとされたものを除く。）から第11百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をることをもつて、判決の副本の交付に代えることができる。

2 前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の副本を申立て人に交付しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他の訴訟関係人（被審判を除く。）から第11百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をることをもつて、判決の副本の交付に代えることができる。

2 前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の副本を申立て人に交付しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他の訴訟関係人（被審判を除く。）から第11百五十七条の二第一項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因變更等請求書面抄本等の提出があつたとき又は法第四百四条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付、法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これららの規定を準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本

2 前項本文の場合には、原裁判所は、遅滞なく判決の副本を申立て人に交付しなければならない。ただし、弁護人又は被告人その他の訴訟関係人（被審判を除く。）から第11百五十七条の甲立てに係る事件において検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項（これららの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による

を除く。）を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これららの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これららの規定を準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本

「お留に代わる指図の請求」と云ふ。）と同時に

裁判官に対し、お留に代わる指図の請求をされた少年に被闘事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない時第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを受け付けることを請求することができる。

2| 裁判官は、前項の規定による請求を受けたとき

1| 「お留に代わる指図の請求をされた少年に被闘事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年法第四十四条第二項の規定により令状を発す

「又はロに代わる個人特定事項の区分に応じて、当該イヌがロに定める場合であるとき。

1| 被告者の個人特定事項 当該指図に係る事件に係る罪が法第二百一一条の「第一項第一号に及びロに規定するものに該当せざるか」

当該指図に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

1| 「指図者以外の者の個人特定事項 当該指図に係る者が法第二百一一条の「第一項第一号に掲げる者に該当しないとき」

当該指図により少年の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2| 裁判官は、前項の請求について検討をするとき

は、検察官の意見を聽かなければならない。

3| 裁判官は、第一項の裁判(前条第二項の規定による指図に係る個人特定事項の一項を少年に通知する旨のものに限る。)をしたときは、速やかに検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項(当該裁判により通知する)とところだるものと明く)を明らかにしない方法により被闘事項の記載した第一百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを受け付けるものとする。

1| 「第一項の裁判の執行は、法第二百七十八条第三第五項の規定並びに法及びこの規則中内留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

(新設)

- 146 -

- 145 -

- 148 -

- 147 -

(勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条)

第一百八十二条 少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留に代わる措置の請求をする場合には、第一百四十七条から第一百五十条の八までの規定を準用する。

(請求の手続)

第一百八十三条 再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に送し出さなければならない。

ただし、法第二百七十二条の二第一項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九

(勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三条)

第一百八十二条 少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留の請求に代え少年法第十七条第一項の措置を請求する場合には、第一百四十七条から第一百五十条までの規定を準用する。

(請求の手続)

第一百八十三条 再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に送し出さなければならない。

ただし、法第二百七十二条の二第一項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置がとられた場合、法第二百九

するときは、起訴状に記載された個人特定事項が

法第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めべき資料を裁判所に送し出すことができる。

(略式命令の時期等)

第一百九十条 (略)

裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものとし、その謄本を被告人に送達してその告知をすること

(略式命令の時期等)

第一百九十条 (同上)

(新設)

裁判所は、略式命令の謄本に代わるものに記載するべき事項によるものである旨を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

4 裁判所は、略式命令又は略式命令の謄本に代わるべき事項の謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条)

第一百九十二条 (同上)

(新設)

裁判所は、略式命令の謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。

(起訴状の謄本の送達等・法第四百六十三条)

第二百九十二条 檢察官は、法第四百六十三条第三項の通知を受けたときは、速やかに被告人の数に応する起訴状の謄本を裁判所に送し出さなければならぬ。

5 檢察官は、次条第二項の略式命令の謄本に代わるべき事項の謄本を被告人に送達するのを相当と認めたときは、起訴状に記載された個人特定事項が

贈本の提出があつた場合には、第一百七十六条の規定の適用があるものとする。

あるものとする。

(代替収容の場合における規定の適用)

21 法第四百六十三条第五項において読み替えて適用

(新設)

起訴状原本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状が本筋及び五百六十五条の「第一項の規定により送り出す起訴状が本筋に、法第1171条の二第一項の規定による求めに係る者がそれと同様第一号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。」

第二百九十二条の二 法第四百六十八条规定にお

(準用規定)

（検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置）

二項の規定により起訴状控本等を提出する場合に
ついては、前条第二項の規定を準用する。

（検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置）

前項の場合において、裁判所は、特に必要があ
ると認めるときは、検察官については、当該検察
官に対して指揮監督の権を有する者に、弁護人に
ついては、当該弁護士の所屬する弁護士会又は日
本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべき
ことを請求しなければならない。

(検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置)
第三百三条 (同上)
2 前項の場合において、裁判所は、特に必要があると認めるときは、検察官については、当該検察官に對して指揮監督の権を有する者に、弁護人に對しては、当該弁護士の屬する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当の処置をとるべきこととを請求しなければならない。

- 153 -

第三百五十五条 刑事収容施設及び被収容者等の處遇に関する法律第十五条规定により留置施設に留置される者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官（同法第十六条第二項に規定する留置担当官）を刑事施設職員とみなして、第六十二条第三項、第八十条第一項及び第二項、第九十一条第一項第二号及び第三号、第九十二条の二、第五十三条第四項、第八十七条の二、第八十八条の二、第三百三十九条の八、第二百二十九条、第二百八十四条、第二百九十四条及び第二百九十五条を

（代替収容の場合における規定の適用）

弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。

3 (上)

所その他の個人を特定せることとなる事項をいう。以下同じ。」が記載され又は記録されている部分がある場合において、相当と認めると

き。当該個人特定事項

（記録、証拠物の閲覧、贈与）
第七条（略）

2（略）

3 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、付添人と少年との關係その他の事情を考慮し、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該各号に定める事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保険者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保険者に知らせる時期若し

（記録、証拠物の閲覧、贈与）
第七条（同上）

2（同上）

3 裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を毀損させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人と少年との關係その他の事情を考慮し、付

1 前号に掲げる場合のほか、保護事件の記録又は証拠物に閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を毀損させ若しくは人を困惑させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穏を著しく害する行為がなされおそれがあると認めるときは、当該事項

4 裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項第一号に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項第一号又は第二号に規定する部分であつて裁判所が指定する部分の閲覧を禁することができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名があつてはこれに代わる呼称を、住居があつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

当該事件の被害者の個人特定事項（氏名及び住

くは方法を指定することができる。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

1 法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第一項第一号に規定する少年に係る事件であつて刑訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第一号に規定する少年に係る事件であつて刑訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第一項第一号に規定する少年に係る事件であつて刑訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪に係れる

添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保険者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保険者に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項第一号又は第二号に規定する部分であつて裁判所が指定する部分の閲覧を禁することができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名があつてはこれに代わる呼称を、住居があつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名があつてはこれに代わる呼称を、住居があつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

(押収、捜索、検証、鑑定嘱託・法第六条の五)
第九条の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)中、司法警察職員の行う押収、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同規則第百五十八条の二から第百五十八条の八までを除く。)は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託について準用する

(押収、捜索、検証、鑑定嘱託・法第六条の五)
第九条の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)中、司法警察職員の行う押収、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同規則第百五十八条の二を除く。)は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託について準用する

(呼出状の送達・法第十一条)
第十六条 (略)

2 送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑事訴訟法第六十五条第二項及び第三項の

2 送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一

6 | 刑事裁判所は、同行状を発する場合において、同行状に記載する個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、同行状を記すると同時に、本人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由を記載した同行状の原本その他の同行状に代わるものを受け付けることができる

一 次に掲げる事件の被審者

イ 法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に

イ 一に掲げる事件のほか、法第三条第一項第二号又は第二号に掲げる少年に係る事件である刑罰法令に該当するもの

2 送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑事訴訟法第六十五条第二項及び第三項の

2 送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一

規定を準用する。ただし、就業場所における送達、送達場所等の届出及び公示送達に関する規定は、この限りでない。

(同行状の記載要件・法第十一条等)

第十七条 (略)

2 緊急の場合に発する同行状には、前項の記載事項のほか、特に発付を必要とする理由を具体的に記載しなければならない。

3 (略)

4 同行状の有効期間は、発付の日から七日とする

・ただし、相当と認めるときは、七日を超える期間を定めることができる。

5 (略)

二 被害者に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第

「同百七十九条の二第一項第一号イ又はロ」に規定するおそれがあると認められる者

6| 前項の同行状に代わるものには、本人の氏名、年齢及び住居、同項の規定により当該個人特定事項

項を明らかにしない方法により記載した審判に付すべき事由、当該同行状に代わるもののが同項の規定によるものである旨、同行すべき場所、同行状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず同行状に代わることはこれを返還しなければならない旨、同行状発付の年月日並びに同行状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名を記載し、裁判長又は同行状を発する裁判官が、記名押印しなければならない。

(新設)

7| 第二項の同行状と同時に交付する同行状に代わるものに於て前項の記載事項のほか、特に当該同行状の交付を必要とする理由を記載しなければならぬ。

8| 裁判長は、法第十二条第二項の規定により第一項の同行状を発すると同時に同行状に代わるものに於て前項の記載事項のほか、特に当該同行状の交付を必要とする理由を記載しなければならない。

(同行状の執行と執行後の処置・法第十三条)

第十八条 (略)

2 同行状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、少年に対

第十八条 (同上)

(同行状の執行と執行後の処置・法第十三条)

2 同行状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、少年に対

- 165 -

し、審判に付すべき事由及び同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。

ただし、同行状は、できる限り速やかに示さなければならぬ。

(新設)

3| 前条第五項の規定による同行状に代わるものに交付があつた場合における前二項の規定の適用については、第一項中「本人に示して」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるもの」に示して「と、前項中「同行状を」とあるのは「第十七条第五項の同行状に代わるもの」と、審判に付すべき事由及び」とあるのは「同行状に記載された個人特定事項のうち第十七条第五項の同行状に代わるものに記載がないもの」にし

(同上)

4| 6 (略)

(少年鑑別所送致決定手続において少年に告知すべき事項等)

3| 6 (同上)

(少年鑑別所送致決定手続において少年に告知すべき事項等)

第十九条の三 (同上)

(新設)

2| 前項の規定により審判に付すべき事由に告げる場合において、当該審判に付すべき事由に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法によ

- 167 -

し、審判に付すべき事由及び同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。

ただし、同行状は、できる限り速やかに示さなければならぬ。

- 168 -

り裁判に付すべき事由の要因を有することがやむ

一 次に掲げる事件の被害者

イ 法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十二条の二

第一項第一号イ若しくはロに規定する罪のもの

の又は法第三条第一項第二号に掲げる少年に

係る事件であつて刑事訴訟法第二百七十二条の二

第一項第一号イ若しくはロに規定する罪

に係る刑罰法令に触れるもの

ロ 一に掲げる事件のほか、法第三条第一項第二号又は第二号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の結果、被害の

又はロに掲げる事件のほか、法第三条第一項第一号イに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害

の状況その他の事情により、被害者の個人特

定事項が本人又は保護者に知られる」とによ

る場合において、当該罪となるべき事実に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当する
と認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により罪となるべき事實を告げることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑事訴訟法第二百一一条の二第一項第一号イ又はロに掲げる事件

ロ 一に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害

の状況その他の事情により、被害者の個人特

定事項が本人又は保護者に知られる」とによ

り刑事訴訟法第二百一一条の二第一項第一号ハ

又はロに掲げるおそれがあると認められる

事件に掲げるおそれがあると認められる

状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号ハ又はロに掲げるおそれがあると認められる事件

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年

又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イ又はロに掲げるお

事件

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第二百一一条の二第一項第一号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

三 1. 第二項本文の規定により弁護人を選任すること

ができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士

、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法

人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出しうる旨及びその申出先を教示しな

示しなければならない。

2. 前項本文の規定により告知及び教示をする場合

法第四十五条第四号等（略）

第二十四条の二（略）

2) 前項本文の規定により罪となるべき事實を告げ

（新設）

第二十四条の二（同上）

- 170 -

2) 前項の規定により弁護人を選任することができ
る旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護
士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含
む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申
し出しうる旨及びその申出先を教示しな
ければならない。

3) 前項の規定により告知及び教示をする場合に

（同上）

4) 前項の規定により告知及び教示をする場合に

（同上）

5) 前項の規定により告知及び教示をする場合に

（同上）

護士をいう。以下同じ。) の選定等、民事上の争

いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件 (法第三十五条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。) に関する手続については、法に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(民事訴訟規則の準用)

第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則 (平成八年最高裁判所規則第五号) 第一編第三章第一節 (選定当事者及び特別代理人の規定を除く。) 及び第四節並びに第七章 (第五十二条の十第一項第二号及び第二項並び

護士をいう。以下同じ。) の選定等、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件 (法第三十四条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。) に関する手続については、法に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(民事訴訟規則の準用)

第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則 (平成八年最高裁判所規則第五号) 第一編第三章第一節 (選定当事者及び特別代理人の規定を除く。) 及び第四節並びに第七章 (第五十二条の十第一項第二号及び第二項並び

第十九条 裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法 (平成八年法律第一百九号) 第百三十三条の四第四項 (第一号に係る部分に関する。) の規定により、法第二十二条第三項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の決定に係る個

(新設)

第十九条 裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法 (平成八年法律第一百九号) 第百三十三条の四第四項 (第一号に係る部分に関する。) の規定により、法第二十二条第三項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の決定に係る個

(新設)

の者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

2) 前項に規定する嘱託を受けた検察官は、同項に規定する個人特定事項に係る者の連絡先を調査し、その他必要な調査をした上で、裁判所に調査結果

に第五十二条の十二第二項を除く。) の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定 (第五十二条の十 (認定事項届出書面の記載事項等) 第一項を除く。) とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則 (平成十二年最高裁判所規則第十三号) 第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則 (昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号) 第六十条の規定」と読み替えるものとする。

2 (略)

(検察官に対する認定嘱託・法第二十二条第一項)

（同上）

に第五十二条の十二第二項を除く。) の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定 (第五十二条の十 (認定事項届出書面の記載事項等) 第一項を除く。) とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則 (平成十二年最高裁判所規則第十三号) 第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則 (昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号) 第六十条の規定」と読み替えるものとする。

2 (略)

(同上)

果の報告をしなければならない。

(申立書の記載事項等・法第二十四条)

第十九条 法第二十四条第二項に規定する書面 (以下「申立書」という。) には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又はその代理人が記名押印しなければならない。

一四 (略)

一四 (同上)

五 法第二十四条において準用する民事訴訟法第四十条第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨

六一八 (略)

(新設)

第十九条 法第二十三条第二項に規定する書面 (以下「申立書」という。) には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又はその代理人が記名押印しなければならない。

一四 (同上)

一四 (同上)

五 法第二十四条において準用する民事訴訟法第四十条第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨

六一八 (同上)

判所規則第十九号）

111

新

國税厅監察官が財務省監査官法(平成十一年法律第二百四十九号)第二十七条の規定により行う検査については、刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)の規定を適用する。この場合において同規則第十六条、第十七条、第二十七条第一項及び第六百六十五条规定第一項中「司法警察員」とあるのは「国税厅監察官」と読み替えるものとする。

國税局監察官が財務省設置法（平成十一年法律第二百四十九号）第二十七条の規定により行う検査については、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の規定を適用する。この場合において、同規則第十六条、第十七条、第二十七条规定第一項及び第二百六十五条规定第二項中「司法警察員」とあるのは「国税局監察官」と読み替えるものとする。

扱われる場合における刑事訴訟規則の規定の適用について、次の表の上欄に掲げる同規則の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

扱われる場合における刑事訴訟規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

八十七條の 二項、第一百 条の十六項	（略）	（略）	（略）	（略）
成員	合體体の構 成員	（略）	（略）	裁判官
裁判官	合體体の構 成員である	（略）	（略）	裁判官又は 裁判官及び

		第一項	裁判官
八十七條の二項、第一百一十五条の十八	(同上)		
成員	(同上)		裁判官又は 裁判官及び 裁判員
成員である	(同上)	裁判員	

第3回の審理がする開示資料に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

(対象事件からの除外に関する決定の手続・法第三
条等)

第45条 法第33条第一項及び第33条の二第一項の決
定並びにこれららの項の請求を却下する決定につい
ては、刑事訴訟規則第三十三条第三項及び第四項
並びに第三十四条から第34条の三までの規定
を適用する。

2
(略)

（刑事訴訟規則の適用に関する特例）

第四十三条 法第二条第一項の合議体で事件が取り

第四十三条 法第二条第一項の合議体で事件が取り

（營業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法

で行う手続)

第七条 秘匿決定があつたときは、次に掲げる手続
は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない
方法でこれを行うものとする。

（略）
一 刑事訴訟規則第119条第1項の規定による
訴因審査請求書面の胡曉

（商業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法

で行う手続)

第七条 秘匿決定があつたときは、次に掲げる手続
は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない
方法でこれを行うものとする。

二 (同上)

朗讀

第八条 刑事訴訟規則第三十八条规定（第二項第二号）
二十六条规定

2 三 (同上)

(公判期日外の被告人の供述を求める手続・法廷
二十六条规定)

び第四号から第十号まで並びに第七項を除く。)

、第四十条、第四十二条第一项本文、第五十二条

の二、第五十二条の四、第五十二条の五第一項、

第五十二条の六、第五十二条の十四、第五十二条

の十五第一項、第五十二条の十六、第一百六条（第

一項ただし書、第二項及び第四項を除く。）、第

百八条、第一百九条、第一百十四条、第一百二十六条及

は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと

一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について單用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二項	（略）						
一項及び第	（略）						
衆の十二項	（略）						
第百七十八	（略）						
二項	（略）						